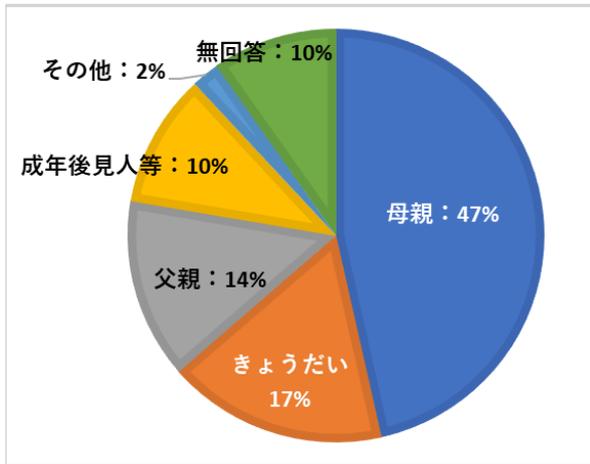


3 回答・集計資料

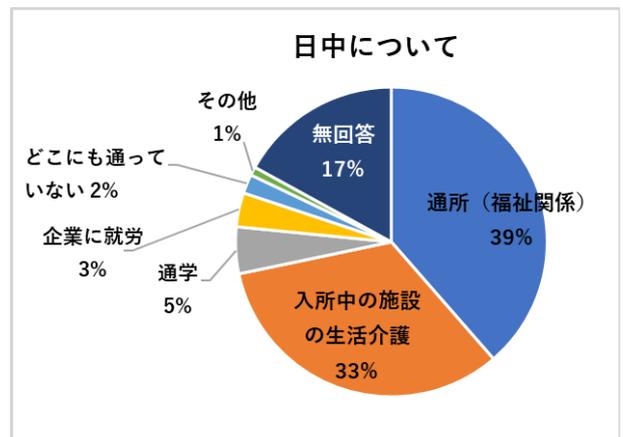
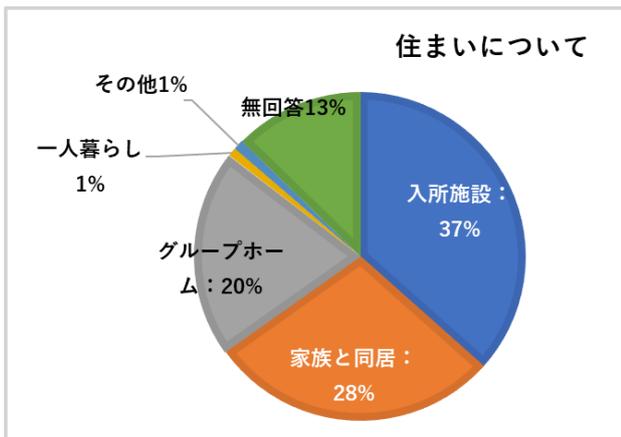
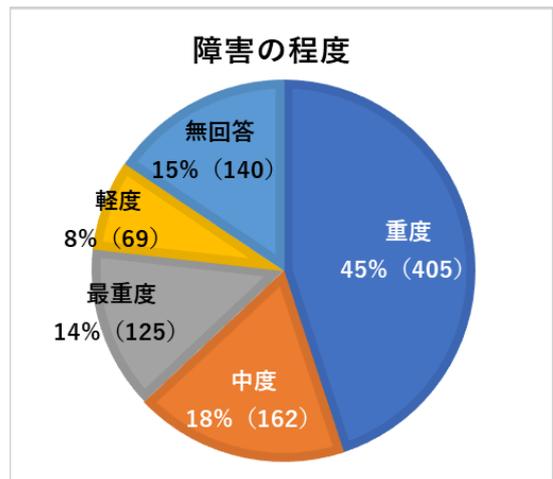
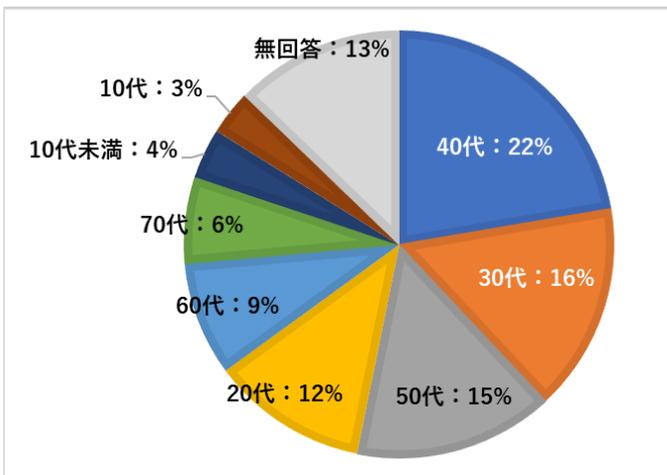
会員 回答

I. 回答いただいた方について



ご本人との関係	人数
母親	419
きょうだい	154
父親	127
成年後見人等	94
その他	20
無回答	87
合計	901

II. ご本人について



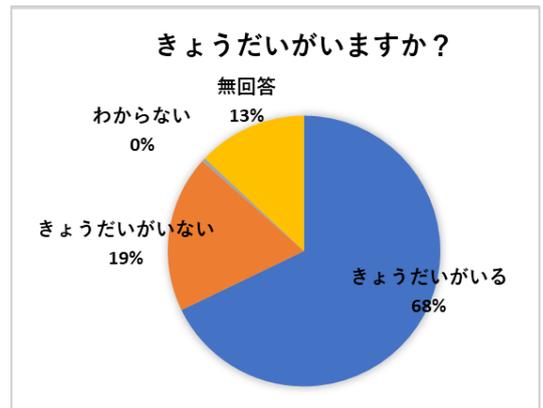
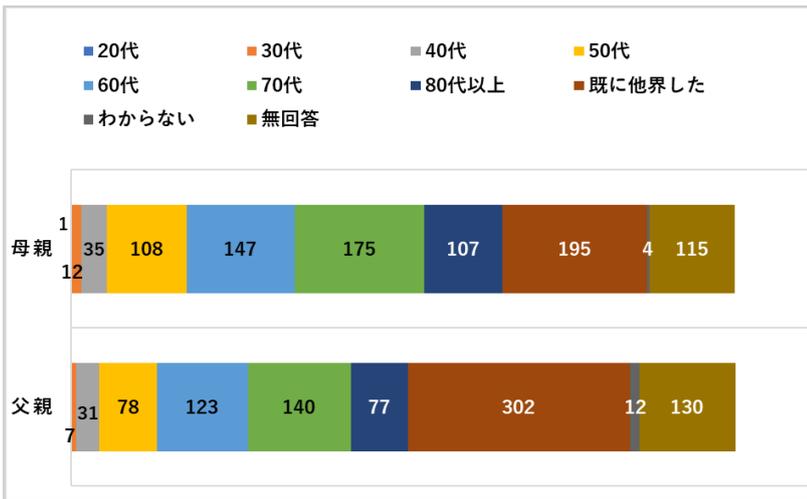
(その他)

- ショートステイ・老人ホーム
- 平日は GH, 休日は家族と同居
- 通勤寮・特養・入院中
- 支援者と
- シェアハウス(ヘルパー援助あり)

(その他)

- 病院
- 就労移行支援事業所に通う
- 入所棟から作業等へ出勤
- グループホームの関係で簡易な作業
- 入所中の施設の作業所で作業

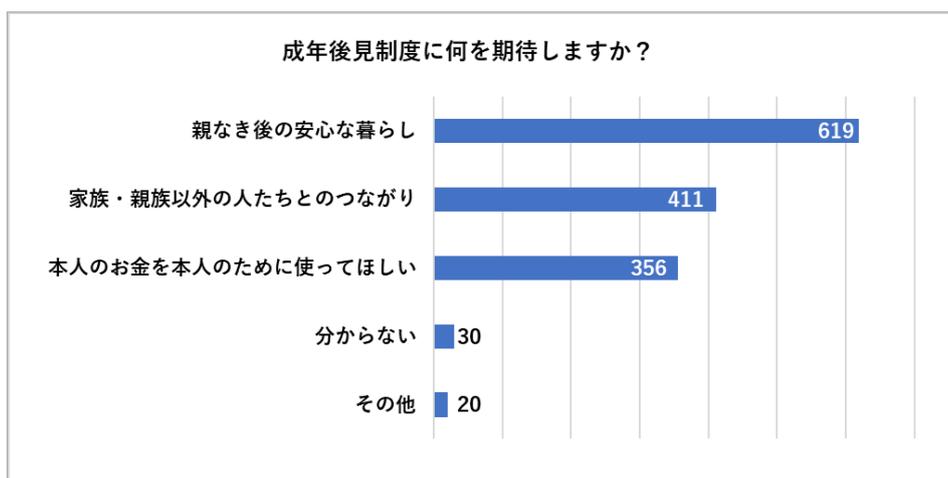
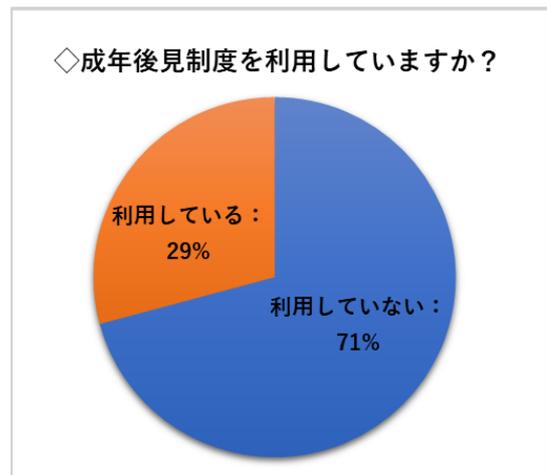
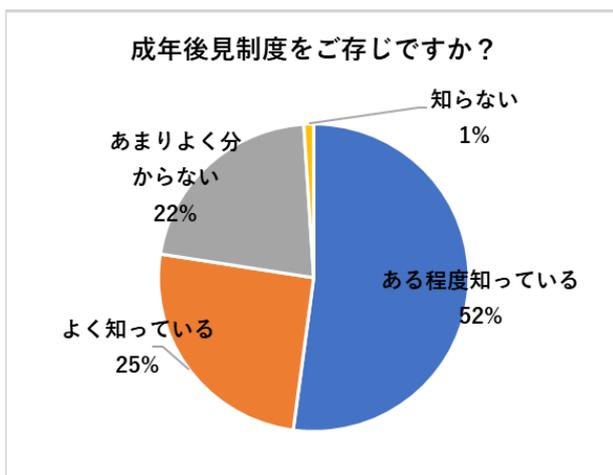
III.ご家族について



◇親・きょうだい以外に頼れる家族親族等についてお聞かせください

叔父・伯父・叔母・伯母・弟の妻と子・いとこ・姪、遠方の姉・施設の職員・いない

IV.成年後見制度について

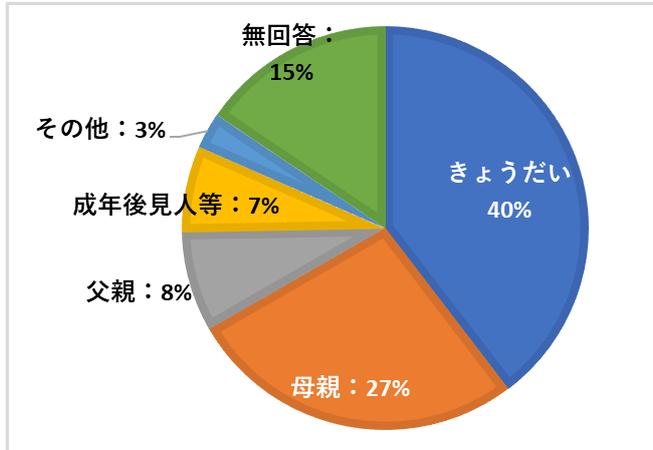


(その他)

- ・ 親族等による経済的虐待からの保護・本人に寄り添って丸ごと受けとめること・本人の思いをくみ取った人生をおくることができること・本人の生活の質を下げないように環境を整える・本人の為に貯蓄した金から報酬に使われる(貯蓄がなくなるまで)と聞いている・人生の伴走者、財産の判断者、保佐人・資産の管理者、補助人財産管理、身上監護・期待できない

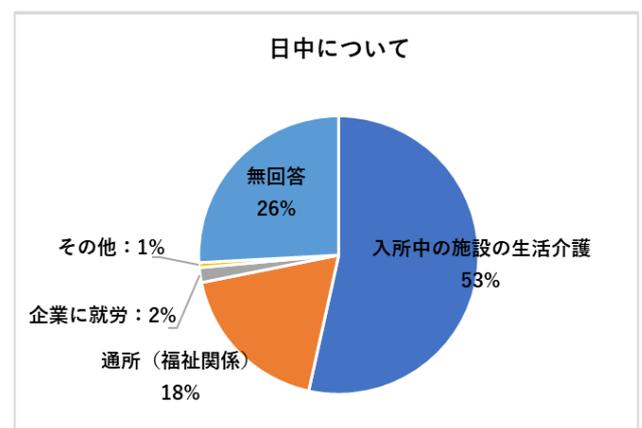
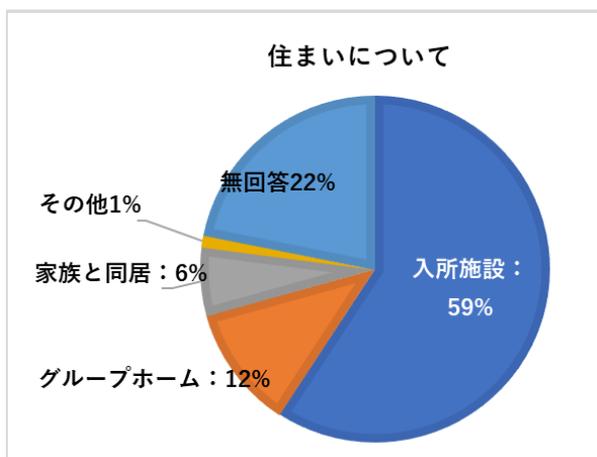
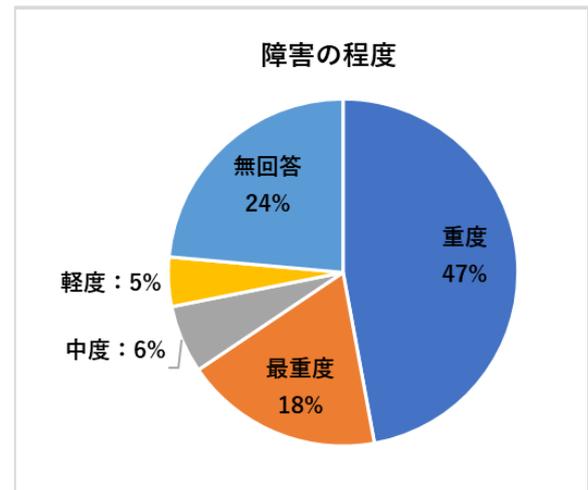
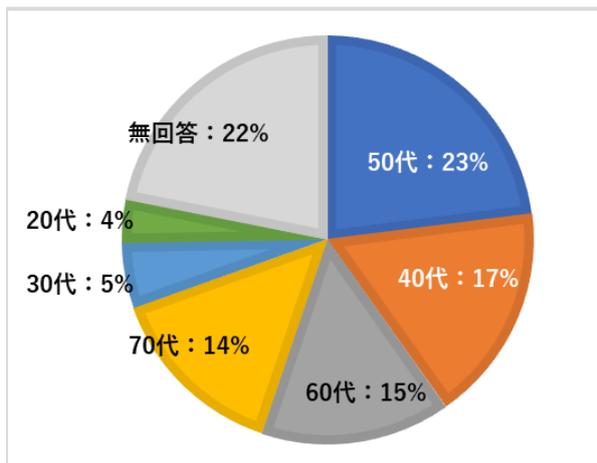
成年後見制度を利用している：回答者がご家族及び親族(回答数 174)

I.回答いただいた方について

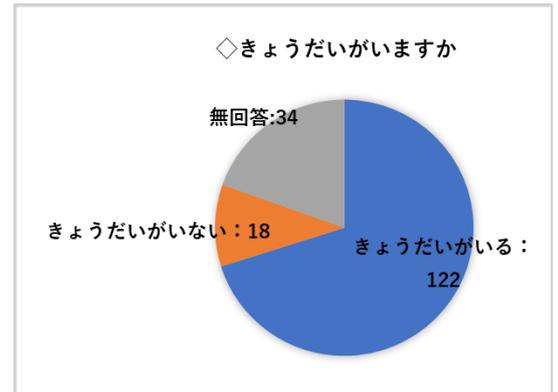
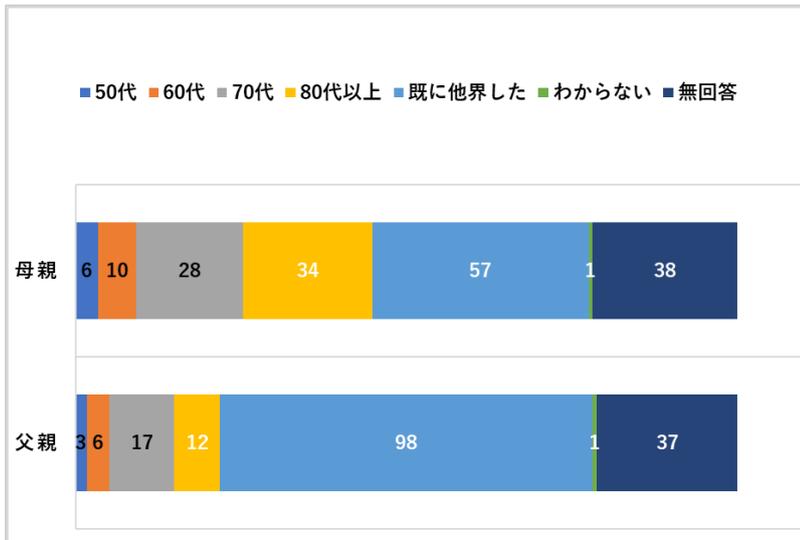


ご本人との関係	人数
きょうだい	69
母親	47
父親	14
成年後見人等	12
その他	5
無回答	27
	174

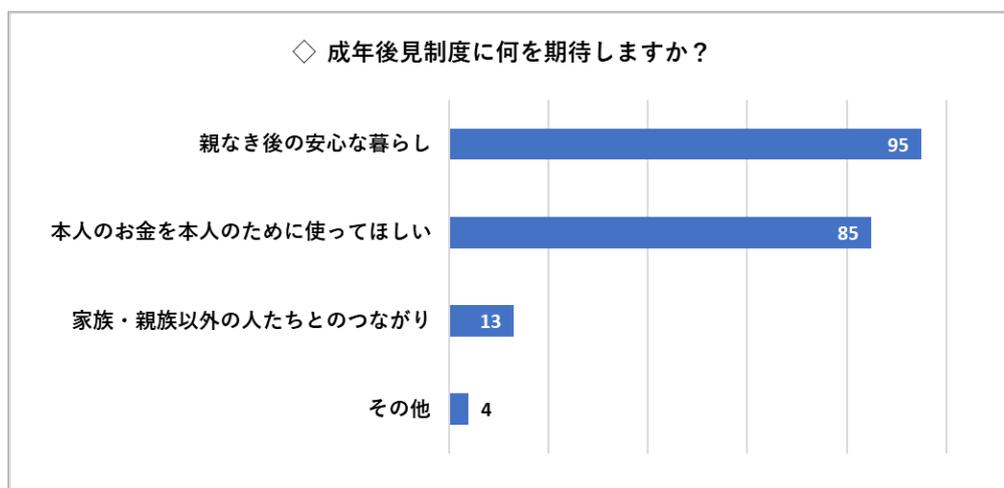
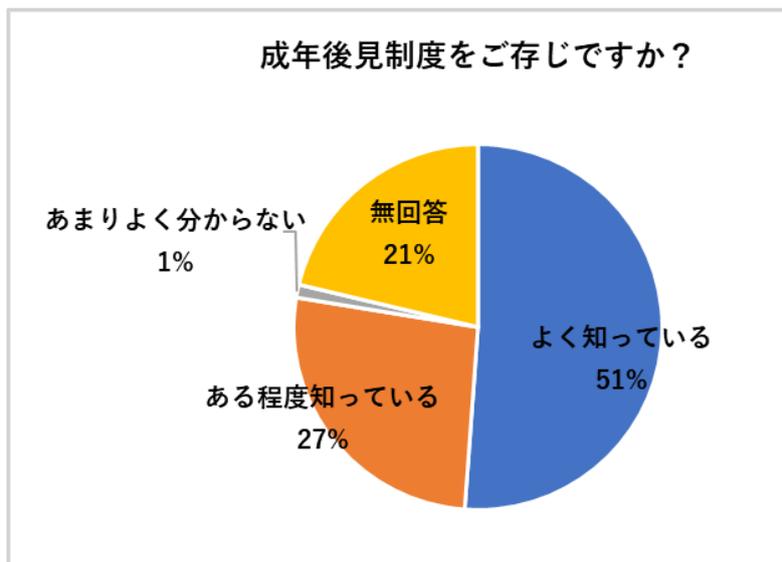
II.ご本人について



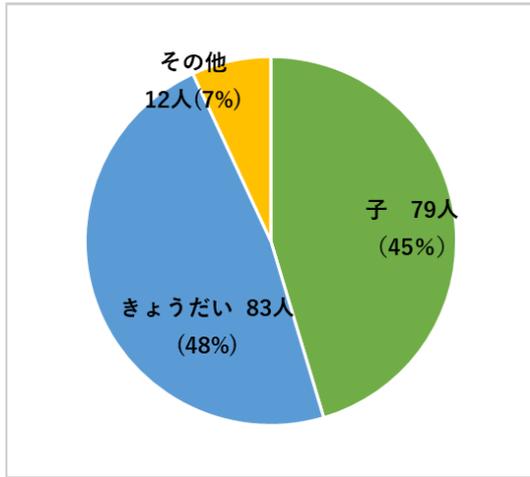
III.ご家族について



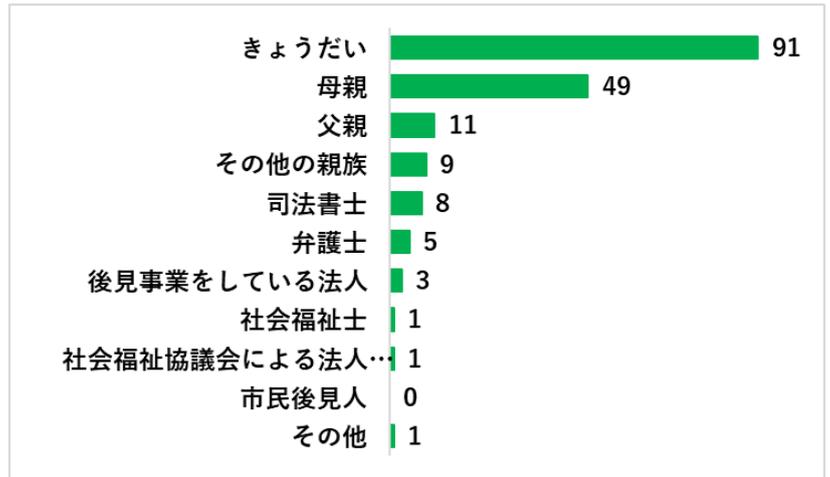
IV.成年後見制度について



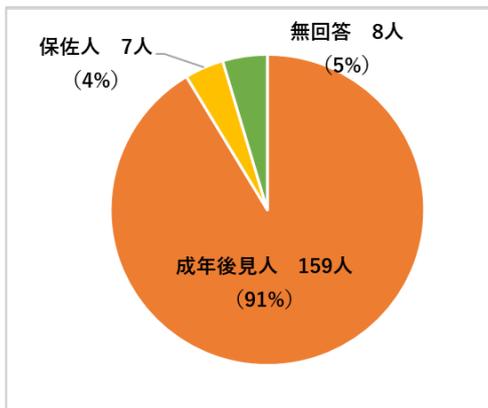
1. ご本人との関係について



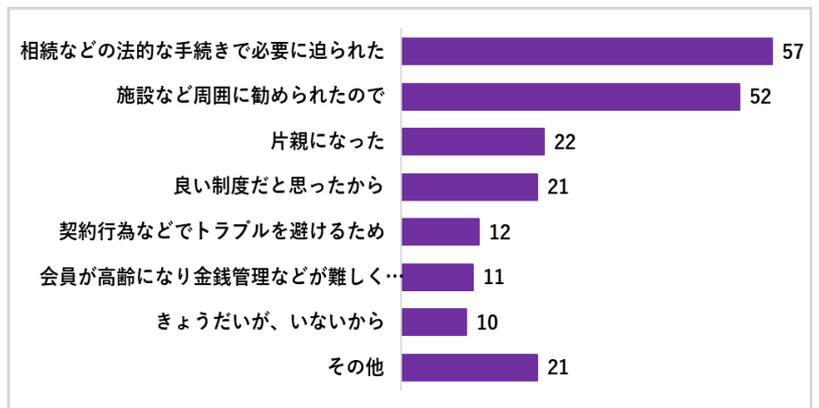
2. 後見人はどのような方ですか？（複数回答）



3. 類型をお聞かせください



4. 利用した理由について（複数回答）

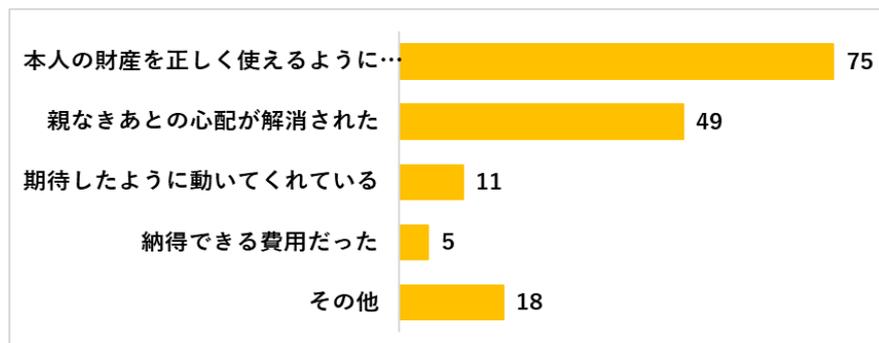


（利用した理由：その他）

- 金融機関や行政手続きをスムーズに行うため
- 家庭裁判所からの指示
- 母が亡くなり、その後引き継いだ・30年ほど前に夫が亡くなったので、禁治産宣告を受け母が後見人になりました
- 父親の死後、姉の定期について、銀行から後見人がいないと解約不可といわれた（本当ですか？）
- 兄が亡くなったので妹が引き継いだため
- 前作業所で一齐にこの制度に入らなければならなかった
- 亡くなった両親から引き継いだため、理由は不明・父親が生前、妹である私に兄の成年後見人になってほしいと頼まれ、17年前に引き受けました
- 親と本人を別の生き方としてとらえる。本人の自立（財産）

5. 利用してみてどのように感じていますか？（複数回答）

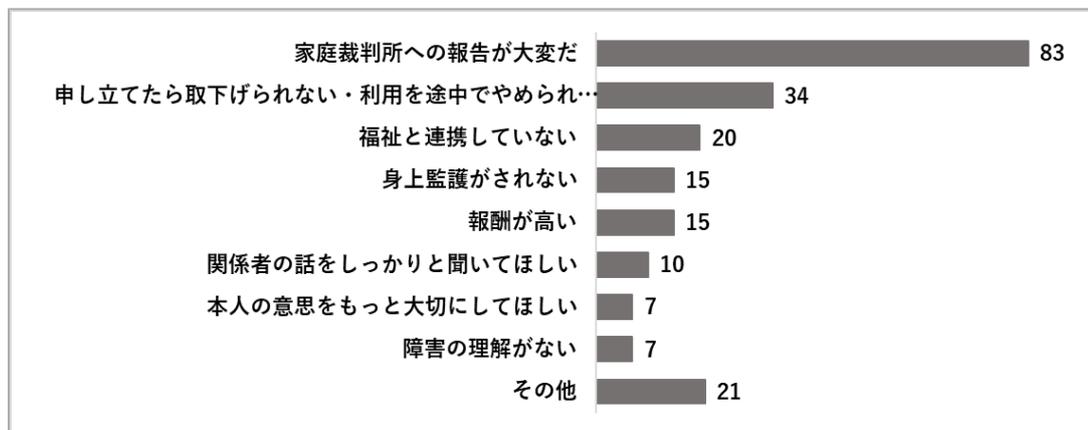
◇ 良かったこと



(その他)

- 相続手続きができた
- 親族が選任されたため、費用が少なくすんだ
- 施設が勝手に決断できなくなった
- 本人が勝手に使えなくなった
- 本人の財産は守られていること
- 法的手続きが容易になる
- 本人の生き様生き方が見えてきた
- 妹たちと話し合本人の財産を守れ、今後の生活費の確保ができた
- 本人の一生が保障された感じ
- 制度の勉強ができた
- 月ごとの計算書類の作成が大変代わりに同居家族全体の生活費の見直しにもつながった

◆ 不満・問題だと思うこと



(その他)

- その他社会自体が成年後見人制度への理解に追いついていない
- 家族なのに、成年後見人になったことで、家族として本人の代わりに手続きをすることができないことに、疑問を感じる
- 裁判所は、成年後見人が不正をしないかの確認をするのみで、施設の請求に関する確認等はサポートしてくれない。相談にも乗ってくれない
- 親もだんだん高齢になってくるので次の段階を考えなければと思っている
- 裁判所に1年の金銭管理を提出しなければならない
- 親の後見から兄弟等に変更したときに、後見監督人等がついて余計な費用を支払わなければならない(兄弟等が誠実に後見をしていてもこの制度が行われるのはおかしい)
- 一定以上の預金があると、信託をすすめられる
- 母親も高齢になったので、その後が心配・成年後見人証明書の取得は法務局が遠い
- 登記事項の有効期限が6か月から3か月に短くなった
- 個々の障害特性についての理解不足、金銭管理重視と見える制度の現状
- 裁判所との連絡が面倒である
- 財産を守るための後見人制度ですが、後見人への支払いで本人の預貯金が減少する矛盾を感じる
- とても使いにくい

- 老人向けの制度だと思う。知的な子どもには向いていない（同様の回答：2）
- 考えていた内容と大分違っていた・誤解していたし、正しく理解していなかった
- 提出書類の指摘が細かすぎることが、親族がやりたがらない理由になっていると思う
- 相続関係でのみ必要だったため、通常の生活にまで影響や負担が大きい
- 親の次に専門職にバトンタッチすると報酬が心配だが専門職は医療に関しての同意がない。障害年金のみの後見人には行政のサポートが欲しい
- 不満、問題は特にありませんでした
- その後事故事件はないのですが、裁判所の規則かどうかわかりませんが、司法書士の方が後見監督人として付きました

◇具体的なエピソードをお聞かせください

〔最重度〕

- 身上監護がされない・・・金のことしかない
- 報酬が高い・・・親兄弟以外のボラ要素がない
- 全てにおいての代理権がないと知的重度者本当の良い制度ではない。重度程度に応じた代弁レベルを設けるべき
- 選挙代行・・・権利があっても使えない。最重度のことが理解されていなく制度に反映されていない
- 親なきあと他人に依頼時、年金の医療用の貯金しかないので、後見依頼したとき本人の小遣いも出さず破産してしまう
- 成年後見申立て前にもっと詳しく勉強しておけばよかった
- 全てがいきなりだった気がする
- 成年後見人の身分証明書があり、住民票など取る時に提示できればたびたび法務局で証明書を取らずに済む
- 本人のために姉に手伝ってもらい、その費用を支払ったら、家裁から注意を受けた
- 本人の希望に沿うための支出まで家裁に言われるのは、納得がいかない
- 平成8年の出来事ですから（26年前）大変なことでした。平成31年からは本人のお金の使い方、毎年の金銭の動きのコピーを提出するようになり、どうにか自分で提出していますが、これがどこまで続いていくのか心配しています
- 本人より私が先に死んだ場合、どうするかという問題がある。なお、特別な報酬はない（親族のためか？）
- 具体的にはないが金銭だけしか見られていないように思われる。商売のネタにされているように思われる
- 今は親が成年後見人だが、年齢が重なってきた時に次をお願いする方との相性など心配
- 引越し後の住所変更が法務局、金融機関等への手続きが大変
- 家族と一緒に使っている物などは、報告するのが、大変
- 本人のための日用品を購入しても面倒だから自腹で済ませてしまう
- 家族が後見人になれましたので、身上監護が十分できる。家族が報酬はとっておりません
- 我が国全体で、後見人は必要数の2%程度だとのこと。殆ど普及しておりません。一方、利用している施設では普及率58%強となっています。強力な推進方策を含めて、普及率の向上に努めたい（東サポが推進母体となってほしい）
- 施設などで複数名の後見人をしている方は、完全に自分の生活のための仕事をしているとしか思えません

- 障害者への理解があまりない日本で、理解のある優しい方が成年後見人になるとは限りません。信用できません

〔重度〕

- 成年後見制度が発足した 2000 年から、私・姉が監督人なしで、直に家裁へ報告してきました先月、進行性のガンが見つかり、私が亡きあと後見はどうなるのか心配に思っていたところ、以前特別代理人でお世話になった司法書士の方が、健康上の理由で存命中でも交代できることを教えてもらい、家裁に申立てし認可されました。一度後見人になると降りることはできないと思っていたので、大きな悩みが解消され、治療に専念しています
- 裁判官は常に威圧的で話を一切聞かない態度で、二度と会いたくない
- 親（母）の車購入の際、母親の住民票（家族全員記載）が必要だったので役所へ行くと、後見人が来ないと発行できないと言われた。後見人以外が取る時は、代理人届、印鑑証明、登記証が必要とのこと！後見人（長男は離れて住んでおり、手間・日数がかかる）納得がいかなかったので総務省住民制度課へ聞いた。親の住民票（家族記載）は取れるとのこと。後見人制度の細かい事務について解らない部署が多く、質問すると正解が返ってこないことも多い。マイナンバーカードを使ってコンビニで暗証番号入力により取れた（住民票・非課税証明のみ）
※マイナンバーカードを申請すると後見人はひも付けされてしまい、上記のようになった。以前は自分の免許証提示で発行してもらえた
- 後見人制度の利用は、多くの場合で規制がかかってしまい、いろいろな申請書等の添付書類が取りづらくなり少々後悔している
- 一年の報告が 8 月末、9 月提出のため（裁判所から指示）1 月～12 月と違い、中途から中途の契約等の計算が面倒（同様の回答：2）
- 裁判所へ質問等ある時、担当者がいると相談しやすいが毎回違う人になる為ははじめから説明しないといけないこと
- 定期預金や信託預金の利息 1. 2 円についても毎年証明のコピーを求められるが、紙ベースを金融機関に依頼すると費用がかかる
- 相続の手続きのためやむなく利用した（日常生活は施設で金銭管理しているので本来は不要）
- 特別代理人をたてたり、相続後の財産が一定額以上となったので、後見制度の支援貯金を口座開設したり手続きが大変だった
- 遺産分割についても、法定通り分けなくてはいけないため、代償分割などかなり複雑になってしまい大変だった
- 万一、母の相続が発生したときに同じような手続きをするのは特別代理人候補もないし不安
- 遺産相続の際、成年後見人と本人が利益相反していたため、特別代理人を立てなければならなかったことや、遺産分割協議書を作成し、法定相続に基づいて分割しなければならなかったことにより、膨大な時間と手間を要した。その後の支援預託金の対応もあったが、知り合いの司法書士に依頼するためにも、裁判所の許可が必要であり、その手続きも労を要した。医療同意のこともあり、家族が後見人になることが望ましいと考える。手続きをもっと簡素化すべきだと思う
- 1) 申請時に実の弟の私と当時生存していた母はダメだと言われたので、妻にした（実母・実弟は避けた方がよい・・・本当ですか？）
2) 本人は家族と暮らしたいのに、施設をすすめられた（亡母、激怒）
3) 父が亡くなり母も高齢でしたので、妻がフルタイムの仕事を退職。常に見守りをしていないといけない姉のため、世帯の収入が大幅に減少。連絡したが相手にされなかった。家族後見でそういう事例は認められないとのこと。だったら施設に入れてくださいとのこと

以上は昨年他界した母から言われたことなので、事実とは異なりましたらお詫び申し上げます

- 知的障害なのでこだわりが強く、公共機関がつかえず楽しみがドライブしかないので車を所有しているのですが、家族も使用するでしょうと決めつけ、家族にも1/4の費用を出させること。東京23区内で1人(家族)での移動は、公共機関の方が楽です。持ち家のメンテナンスで、屋根、外壁などの時や、台所のリフォームなど見積を出して、配分をきめるなど手間がかかること
- 親亡き後の後見人について考えている
- 独身の叔母がなくなり相続が発生。家族では利益相反になるため手続きできず、司法書士に依頼。相続が終了した時点で司法書士が解除に応じてくれるとのことだった。しかし家裁で解除が通らず何年も司法書士に報酬が発生しつづけている。司法書士の身上監護は一切なし。身上監護にあたることはすべて家族が行っている。納得できない。母が妹に預金していたすべてを見ることもできない。せめて親族に監督人をつけるくらいにしてほしかった
- 現状では他人に勧められない。何のメリットもない。ストレスになるだけ。やめたい人が殆ど。
- ①交通費②報酬費が高い。報酬額の根拠が示されないこと。③司法書士の小遣い稼ぎになっていること。④本人の資産を減らさないこと守ることをばかり重視して、本人のお金なのに本人の幸せのために使わせない傾向が多いこと。
- 後見人の財産に多少の余裕が見えてきたので長兄のほうで自身が運用しているつみたて nisa も検討したいと思っているので、一定の範囲で可能になる nisa 等の制度が整備されるとよいのでは。後見人の長男(本人の兄)記入
- 弁護士の方に質問しても返答がすぐに帰ってこないでやきもきました。障害者本人にもきょうだい(妹)の後見人にも会わずやれるのか不安だ
- 見た目は健常者とみられるが不審な動きをするので誤解されやすい。何も取っていないのに万引きと疑われたり、今後そのような場合の為成年後見を利用したほうが安心できると思いました
- 本人(兄)妹2人 将来的に娘2人には兄妹として兄を見守る立場としてかかわってほしいと考え、母の私が後見人となりました。先の親なきあとの、息子の対応や財産のことなど、これを機に考えたり、親子で話し合いました。これから社会福祉士へバトンタッチしていく方向にしています。妹たちより施設に会いに行ってもらえる人がいる安心があります
- 親一人から社会福祉士との2人後見、そして任せていくという流れにしていくことで、本人の生き方を伝えたいです
- 成年後見監督人にしばらく報告していましたが、ほぼこちらで書類を作成していたにも関わらず、年間15万くらいの報酬金を支払っていた。今は直接後見センターへの報告になったので支払いは無くなりました
- 相続の手続きとき、申請した内容が却下され、とても苦労しました。ただ、本人のための財産管理だということが身をもって感じました
- 1.通常預金口座への限度額があり、これを超えると後見信託預金へ移動する必要があるが、手続きは裁判所を経由して行われるので面倒。
2.親の遺産相続の場合、私が成年後見人の為、弟と利益相反になることから、第三者(司法書士)の後見人を立てて手続きを行ったが、司法書士の方が成年後見人制度の理解が浅く、裁判所との連携が上手くいかず手続きを依頼してから半年の期間を要した。
3.後見人申立て後、裁判所から紹介された司法書士の方(男性)が、傲慢な方で手続きで帯同した銀行で窓口の方に処理が遅いとクレームを入れる等して非常に困った。手続きの関係で事務所を訪れたがお一人の方で、女性の私と1対1になるのでかなり緊張した。
4.銀行の手続き等の度に後見登記が必要となるが、法務局でしか発行されず、取りに行くにしても

郵送にしても手間がかかる。

5.後見信託を扱う銀行だけだった頃に比べ支援預貯金制度が利用できる銀行が増えたのは良いが、高額な口座管理料の設定等で、利用できる銀行は非常に限られる。

6.市中の銀行支店単位に後見制度の処理について本店から指示やマニュアルが徹底されていないようで、本人の口座から後見信託の口座へ送金する場合、常に手続きに1時間単位での時間がかかる

- 施設入所して数年経って私（父親）が成年後見人の制度を利用した。私も母も長生きして成年後見人を続けていきたい
- 後見人になる時初めて家裁を訪れると窓口の方に「ずいぶん親孝行な子ですね」と言われました。その時離婚したばかりで子供から光熱費だけ出費してもらっていました。旅行の時はディズニーランドの場合だけ、ホテル代。いきなり失礼な事ばかり、後見人を取り消したい気持ちばかりです。後見人にならなくても施設も入れるではないですか
- 家裁の書記官が数年おきに変わりましたが、6年位前の書記官が後見人に理由も無くまた、承諾も費用の発生の確認も無く監督人の弁護士を付けた事。その後書記官が変わったところで、被後見人の財産を後見人信託制度を利用して、監督人を解除して貰えました。その間も、従来通り後見人報告も変わりませんが監督人を通しただけで解除時高額な報酬を請求されました。支払いを拒んでいたら、弁護士から恫喝され怖い目に遭いました

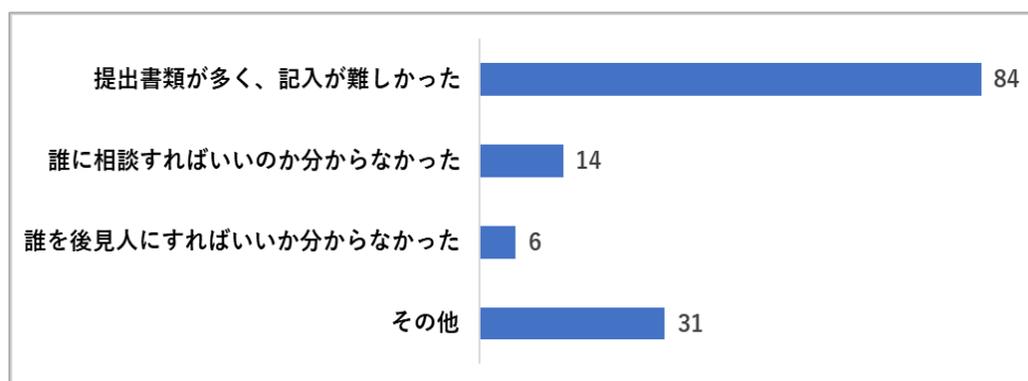
〔中度〕

- 法定相続分で相続する以外になかったが被後見人の財産はほぼ触れないので被後見人の相続対策が何もできない

〔軽度〕

- 金銭の管理できずおどろくほど無頓着にお金を使う。後先考えないので困る
- 毎月こつこつと本人の収支を記帳していればよかったです、まとめて作成することになるとかなりきつかったので、できれば2年に1度くらいにしてもらいたい
- 成年後見制度支援信託はなくならないのですか？（本人の預金を使うようなことは考えておりません）

6. 利用する（申し立てなど）際に困ったことはありますか？（複数回答）



（その他）

- 診断書ををお願いする医師を探すのに時間がかかった
- 遠くの裁判所へ出向くのは大変だった
- 後見人に会う機会が少ない
- 家族が後見人等になった場合、気軽に相談できる場所があれば良いと思う
- 後見人を複数にするに際し、親族以外の人を頼もうとした時にトラブルがあった

- 弁護士に依頼したが、費用がかかった
- 初めのやり方がわからなかった。兄死亡のため引継ぎの時も全く新たな始めからで、大変だった。
- 他の事件で知り合いになった弁護士さんへ相談しています。①相続の件です。②先に私が死した場合の後見人に関して、親族も他人もお金があれば成年後見人を引き受けます。なければ迷惑そうな顔をします。
- 株式の保有で書記官から一方的に監督人を登記された事。

7. 困ったときに相談する先はありましたか？（複数回答）



- （その他）
- 成年後見人監督人が付いているのでその人に聞いている
- 成年後見委員会
- 知り合いに詳しい人がいるから
- 役所に相談したが親身でなかった
- 財産目録を作成するときは、裁判所に尋ねて作成した
- 区の相談窓口で弁護士に相談しましたが理解して貰えませんでした。

8. よろしければ相談した内容を教えてください

〔最重度〕

- 身寄りがなく困った
- 相続。本人を介護するのに必要な車の購入。住宅改修ほか
- 家裁から仕事をして支出したらどうかと言われた。姉に支出を言われるのはイヤだ
- 障害（53歳）長男が、病気その他にこまったことがあった場合、司法書士さん、次男と家庭裁判所にうかがって手続きをいたしました
- 手続きの開始のやりかた、申立の方法など全て（同様の回答：4）
- 始めの提出書類は、弁護士にお願いした
- 報酬
- 本人の身上監護の詳細、他書類等その都度相談確認を頂いて助けて頂いております。特に区役所の福祉課は、（後見人になってから25年代付きいつも相談しています。特に診断書を誰に書いてもらうかの問題です
- 他の事件で知り合いになった弁護士さんへ相談しています
- 相続について（同様の回答：2）
- 先に私が死した場合の後見人に関して、親族も他人もお金があれば成年後見人を引き受けます。な

ければ迷惑そうな顔をします

〔重度〕

- 後見人として年齢的に先がないので、、、
- 弁護士とも考えましたが、期待できる人でないと考えてしまいます。現在裁判所提出書類の監督役の弁護士です
- 施設から病気で入院して手続き他がたいへんだった
- 特に相談したいことはないが、我が家の場合、当然本人の姉が後見人になるべく、家庭裁判所での面接におもむいた。私、母親は、あくまで付添いとしてであったが、その流れの中で、二人で複数後見人をできることを知り、現在に至る
- 記入方法、制度内容等を社会福祉協議会内の支援センターに教えていただいた。親切に教えていただき、裁判所へ提出する書類をご指導いただいた。そのおかげでスムーズにその後につなげた。
- 施設の利用料についての疑問
- 社会福祉協議会にするか知人の弁護士さんにするか迷った。社会福祉協議会は後見人になった人が交代することがある。弁護士さんだとずっと同じ人ということで決めました
- 提出書類の書き方、講習を受けたり聞けるところは聞いてまわりました。弁護士に任せたくなく自分で学んで申請をしたかった。まだ成年後見制度が始まって間がなく、役所ではわからないことだらけだった
- たまたま役所の福祉部署勤務だったため、同僚と司法書士に相談した
- 第三者を想定していたが、「自分でできるのでは？」と言われ自分で申立てをした。施設にも相談したが、あまり事例がなかった
- 仕事柄、書類作成に慣れていたので良かったが、一般的には面倒だと感じると思う
- 成年後見人になるための手続きについて、丁寧に教えていただいた
 - 1 本人の障害の状況の確認と把握をしてもらえるのか
 - 2 後見実施が可能な地域的範囲
 - 3 日常生活の身上監護を適宜に対応してもらえるか
- 相談するのではなくすべて裁判所の命令です
- 施設で一緒に手続きをしましたが、慣れないこともありました
- 施設に入所。医療的ケアが必要になるかもしれない事態が発生。施設は医療的ケアが必要となると出なければならず困っていたところ、病院の包括的相談窓口の人が、活用できる制度をすべて教えてくれた。結局医療的ケアは不要になり施設は出なくてもすんだ
- 回答はいつも NG。何のために誰のためにあるのか
- 後見監督人に聞きづらいことを聞いた
- 自宅（築 35 年近く）の修理に関する出費の申請
- 父親死亡時の相続で、自宅（建物）の権利相続と保険金受取についての申請
- どうして一度後見人を決めたら利用をやめられないのか…？
- あわただしく決めざるを得ず決めだが改めて決めなおしたい
- 報酬もはっきり示されないのが不安でお願いできない。例えば、具体的金額を示し報酬を求める説明が欲しい
- 施設への入所のこと
- 母親が亡くなったときの遺産分割の手続きの時に、後見人（姉）も相続人になるため、新たに一時的に司法書士の方に後見人になってもらった。
- 親 1 人後見の先の具体案。親死亡時の財産の子への分配方法。社会福祉士さんの見つけ方（息子に

合う)

- 成年後見人制度を利用するにあたり必要な書類と記入方法等（同様の回答：2）
- 株式の保有で書記官から一方的に監督人を登記された事

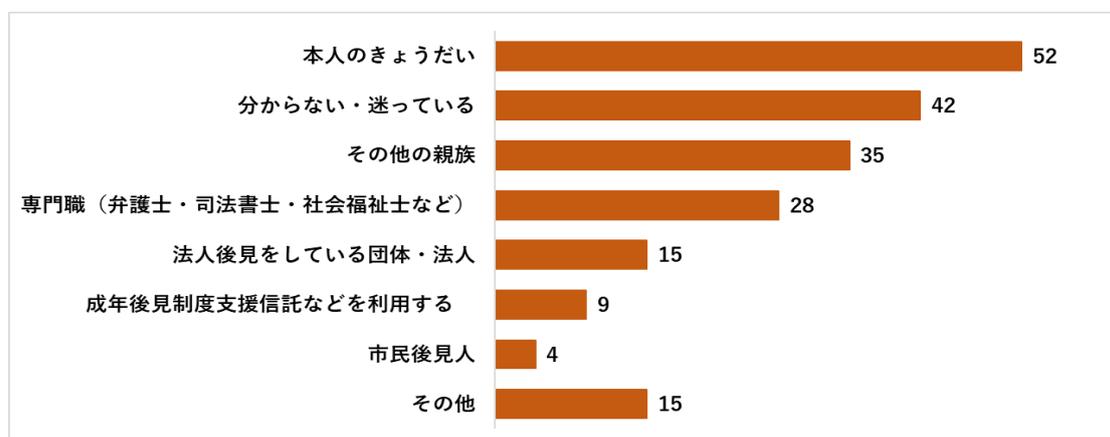
〔中度〕

- 過去に積み立てた共済金の返戻金の裁判所へ出す書類の記載方法
- 後見人としての役割

〔軽度〕

- 父が今年3月に亡くなったので、財産を本人に相続した場合障害年金などどうなるかなどを、障害支援センターの弁護士相談で相談しました
- 支援信託の手続きの件で家裁から手紙が届いたとき、なんですか？不満に思ったので相談しました
- 当時入っていた施設に反対されたこと

9. 現在の後見人等がご親族の場合、高齢になるなど続けられなくなったとしたら、次の後見人をどなたに引き継いでもらいたいと考えていますか？（複数回答）

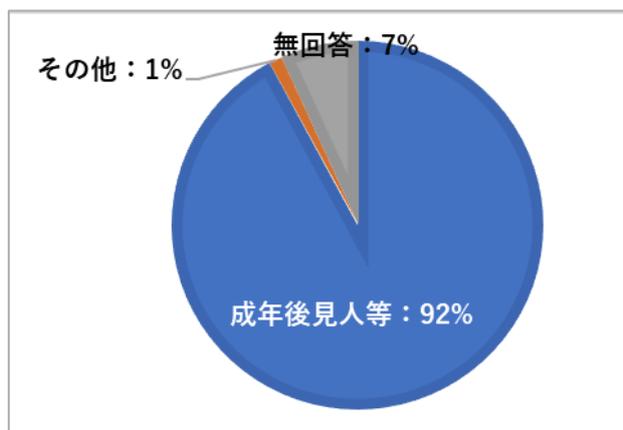


（その他）

- 入所施設の方に頼むか、考えている
- 年一度の報告や本人のお金の使い方に対しては都度家裁担当者とは良好な関係にあり気軽に話し合える関係にあります
- 成年後見制度支援信託について説明してほしい
- 自分自身に後見が必要になったときに対応してくれるところ
- 姉は高齢なので、妹の私が本人のために続けたい・その時考える
- 信託制度がなくなれば後見人はおかない
- 現在の後見監督人（司法書士）公正証書を作成した
- 後見人が弟で、いつまでも元気でいてほしい・（長期施設利用となると思うので）施設になっていたきたい。家族、親族には家族親族の役目だけを頼みたい（面会等）と思っているので、多くの（役所等への）申請まで頼めない。
- 後見人が高齢になり、後見人本人に後見人がそろそろ必要かなと思う時がある
- 息子のことをよく知っている方が、息子も安心できる方が、してくれるとよいのですが。

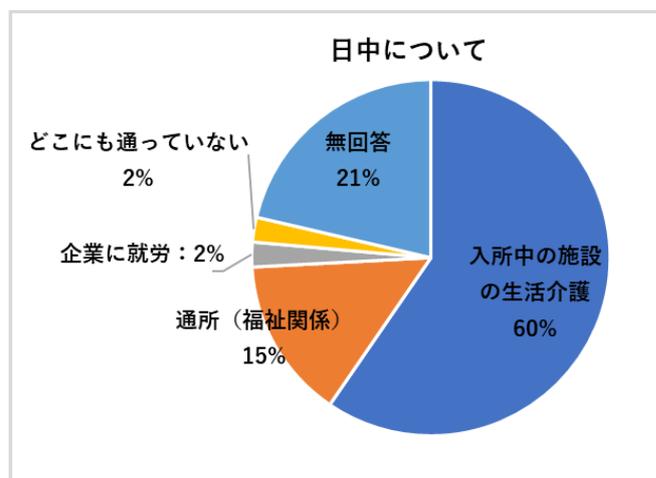
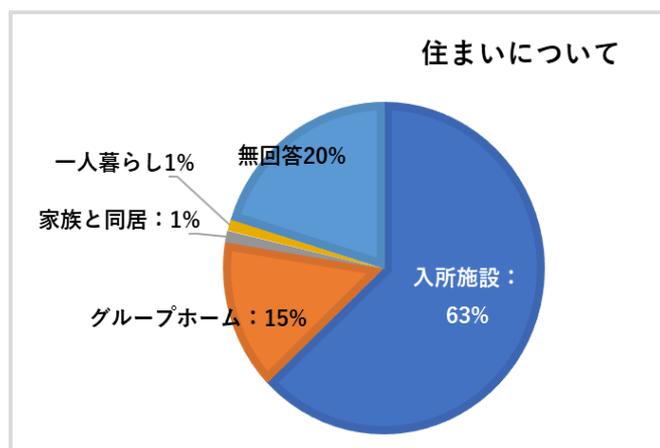
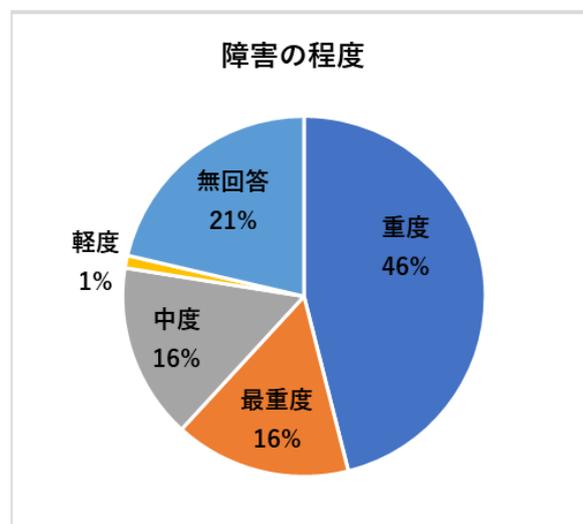
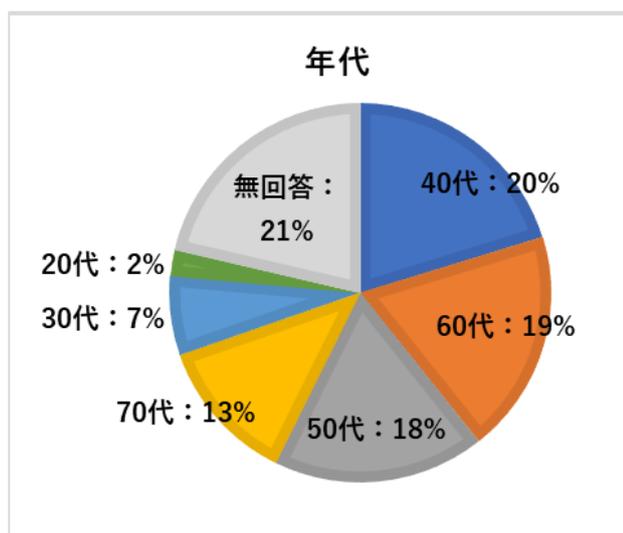
成年後見制度を利用している：回答者が成年後見人等(回答数 89)

I.回答いただいた方について

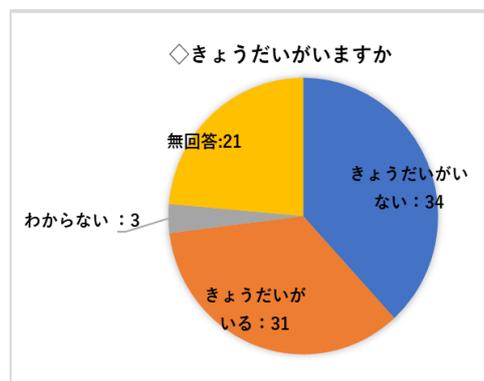
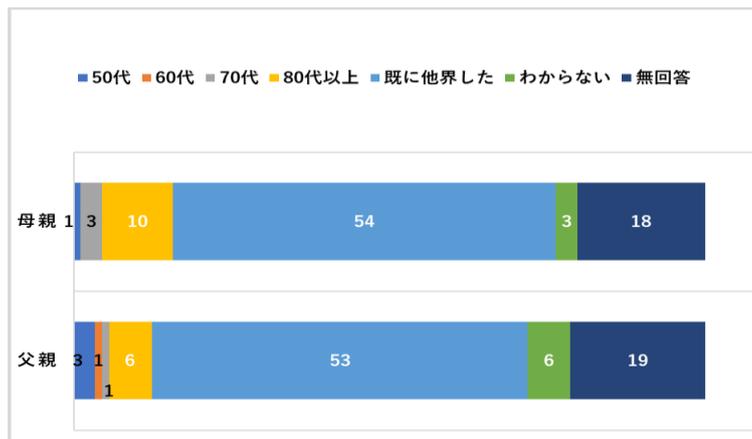


ご本人との関係	人数
成年後見人等	82
その他	1
無回答	6
	89

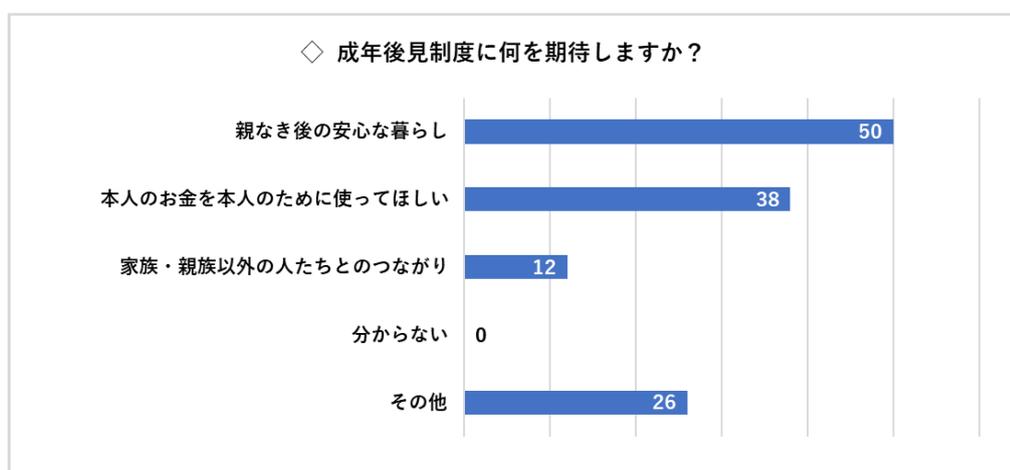
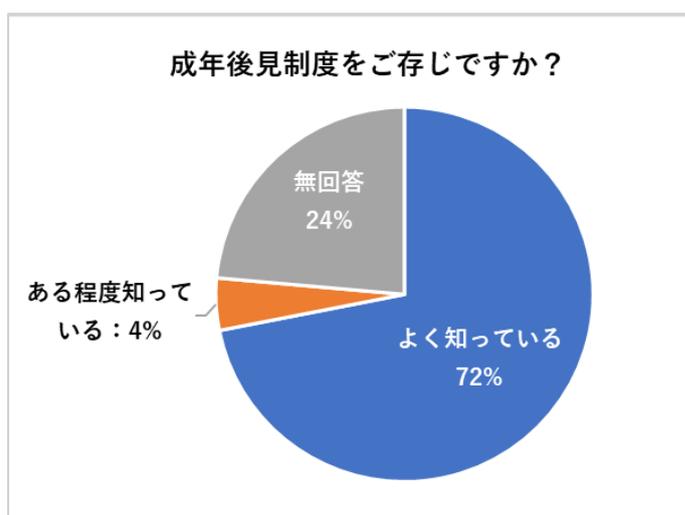
II.本人について



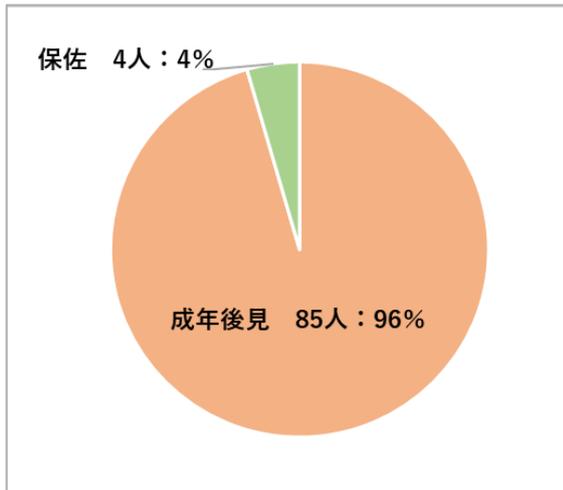
Ⅲ.ご家族について



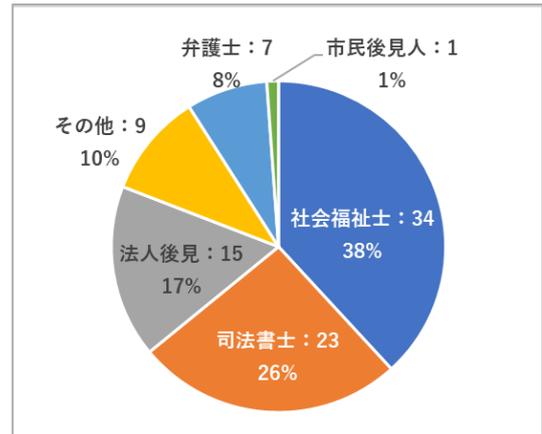
Ⅳ.成年後見制度について



1. 類型をお聞かせください

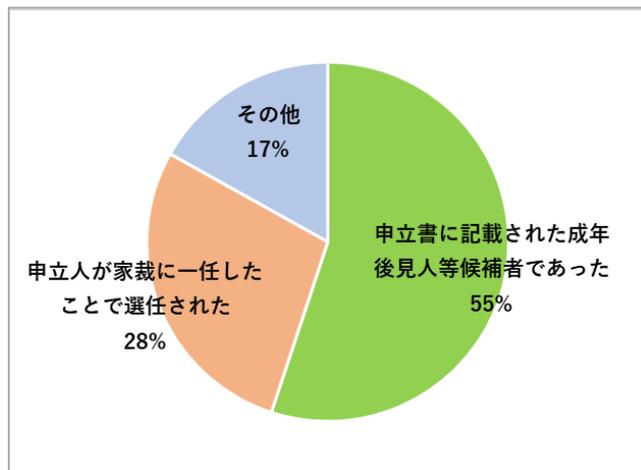


2. ご職業についてお聞かせください

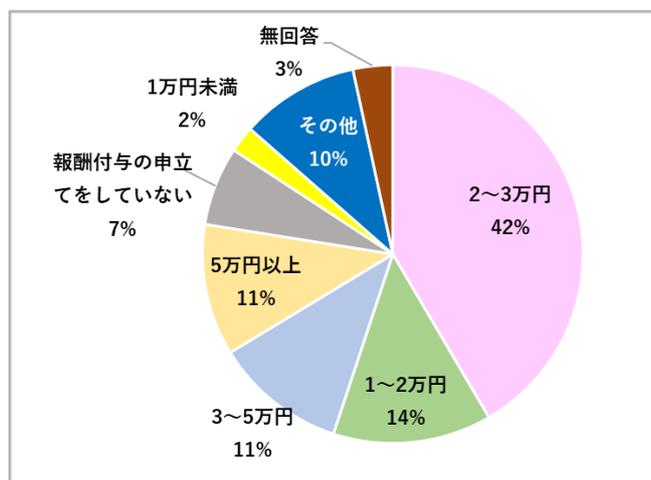


(その他)
行政書士・主婦・介護福祉士・家事調停委員・

3. 家庭裁判所からどのように選任されましたか？



4. 後見報酬についてお聞かせください



5. 成年後見制度の現状における課題について、ご意見をお聞かせください。

〔最重度〕

- 社会福祉士は月1度の面会を行うことになっていますが、新型コロナ感染のため面会ができないことがどうにかならないかと思っています
- 専門職から親族、市民後見人へのリレー方式の拡がり
- 私は高齢者福祉の専門だったので、知的に障がいのある方のお手伝いがうまくできるか心配でしたが、施設の方といつも話し合い役割分担しながら今までやってまいりました。永遠の5歳のような愛らしい方ですが、今ではおばあさんになり、これからは高齢者ケアに私の知識を役立てられるかなと思っています
- 何でもやってみる。善意をもってやってみることが大事と思います
- 担い手不足（同様の回答：2）
- 今回の東サポだよりでの7つの課題の中には、創設時からの問題も多い。課題に対する制度改正も見えていますが、しかしながらそのスピードの遅さにイライラしています
- 運用が硬直化している
- 受任者によって対応にバラツキがある
- 報酬に対する公的助成の拡大

〔重度〕

- 知的障がいの方は、長期にわたっての後見利用になり、報酬を負担するのは経済的に厳しいものと考えます。公的補助を、一定の財産があったとしても適用されるよう望みます
- 近時は、成年後見制度の消極的な側面が喧伝されているように思われます。制度や運用の積極的な面をもっと理解していただきたいと考えます
- 最近では成年後見制度の否定的な面をことさら強調する人々がありますが、制度の運用についてもっと詳しく勉強していただきたい
- 一度選任されると（ほぼ）生涯利用することになること
- 報酬が本人の資力で決まること
- 報酬が高い高いと言われているが、報酬が安くなるとやる人がいなくなるので、本人のためにならないかと思っています。報酬面での課題が多いかと
- 後見人を受任している社会福祉士です。課題としては、ご本人の意思決定を支えるためのツールの必要性が挙げられます
- 私の被後見人の方のご両親やご兄弟はすでに鬼籍に入っておられます。私との関係はとても良好ですが、今後の支援のためにご本人の生きてこられた道のりやご家族の想い（子供の頃から好きだったものや苦手だったこと、癖など些細なことでも・・・）が分かれば、今以上により良い支援ができるのではないかと思っています
- 1. 制度の周知、普及が不十分
2. 本人の意思確認が困難で、本人のための援助になり難い
3. 後見人の報酬を確保する手立てが不十分
- 親なき後の安心な暮らしを支えるためには、有意義な制度だと思います。ただ、親と同じ立場ではない成年後見人の役割についての理解が不足していると感じます
- 複数後見の場合、専門職の違いや親族との関係性が難しいケースがあるが、家裁に調整することは期待できない
- 自治体が後見報酬助成制度を充実してほしい。国が作った制度ですので、国が法律で決めることを

望みます

- 医療の同意権がないこと（同様の回答：5）
 - 親族がない場合は医師の判断にゆだねることになる
 - 本来、本人のみが医療に関わる内容を決めるものであるといわれる
 - チームで決めていく方向にあるので精神的には良い方向で定着してほしいと思っている
 - 若い被後見人の場合は時間が長くなるため、リレー方式が取られる。円滑なバトンの引き渡しが重要になってくる
- 本件は指定相続人がいないので特に問題はないが、指定相続人がいる場合、その距離感が問題となる。（特に紛争案件の場合） また、各家庭により金銭感覚が異なるので合えばいいが合わないが親族間でトラブルになりやすい。（例）裁判所で原則認めていない、お小遣いをあげるなどの贈与行為このことから後見制度を理解していない人が多いと思われる
- インフルエンザ、コロナワクチンの注射同意も記載できない。コロナ禍で面会できない。会えるかいうが少ないので本人の毎回の意向確認ができない
- これまで経験はないが、やはり医療行為同意について大いに心配です。難しい問題とは思いますが。また、死後連絡について、ボランティアで処理してきたが、これも考慮してほしい
- 制度自体が硬直的で使い勝手が良くない。時代に合わせて柔軟に対応できる制度に変化していくことが必要である。専門職の受任者も限られた者になってきており、現状では制度の限界を痛感している。機会があるごとに声を上げて、市民の皆さんが気軽に利用できる制度になっていくよう少しではあるが力になるようにしたい
- 後見類型が包括的な代理権を付与されること、制度利用の見直しがされないこと、（これらのことが現在、国で見直しに入っており、関係会議に委員として出席している）
- 社会福祉士が受任資格を得るまでに、4年もの時間と費用がかかり、やりたいが諦めている人が多く人材の確保に繋がらない。また着任後も子育てや介護などの事情を一切汲まず、更新要件がクリアできない際に、資格喪失してゼロからの研修受講を求めるなど、後見人が自身のライフサイクルも含めた上で安心して続けられるフォロー体制が全く無い
- 本人らしい生活をしていける環境を作っていくという意識を関係者と一緒にもっと共有していく必要がある
- 被後見人との距離の取り方が難しい。被後見人は30代での母は早く他界し、父も重病の為、ある程度親代わりをしたいが、後見人として一定の距離が必要だと思い、月一度少し会う程度になっている
- 本人を中心に関係機関が情報共有し、いい連携が出来ていると思います。「チーム支援」が出来ているので後見人としては、とても心強く感じています。ただ他の事案では、この「チーム支援」が出来ておらず後見人の負担が大きいとの声を聞くこともあります。「チーム支援」ができる体制作り、サポートが課題と考えます
- 後見人の裁量に任されている後見事務内容（判断）が多く、障害者が家族からすると最低限のことしかやらない後見人が選任された場合、後悔する方も多い。現状ではそんな後見人を交替させることもできず、高額な報酬だけ請求するような後見人がいるが、まともな後見業務をさせるか、辞任させられるようにすることが必要だと思えます反対に、後見報酬助成制度が十分でなく、私のように無報酬で後見業務をしている人もいます。これも大きな問題です

〔中度〕

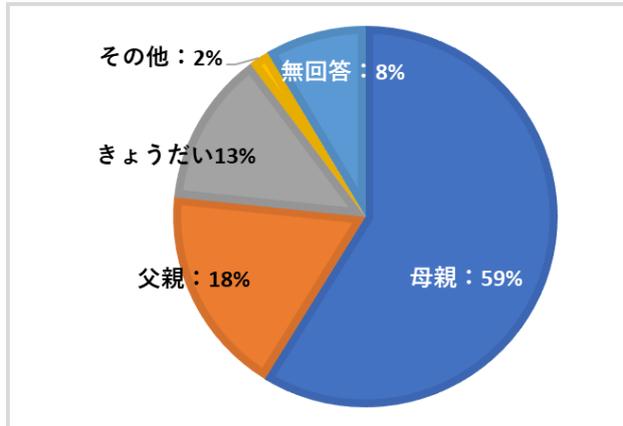
- 最高裁判所事務総局家庭局から公表されている成年後見関係事件の概況（令和3年1月～12月）によると、親族以外の内訳では市民後見人はわずか1%（320）に対し、行政書士は4.1%（1301）

と成年後見業務に携わっている行政書士も少なからずおります。職業等について、次回から行政書士を不動文字としていただくと幸甚でございます

- 一年ごとに財産の支出報告をするのですが、食費は支出と収入の計算が（差が0になる）細かすぎて毎年悩みます
- 住民票など請求の時、後見人登記証をと言われ直近6か月とも。わずらわしさと感じます。不正使用する人がいるから・・・
- 第三者選任はそれを生業としている人に対してはしっかり判断してほしい
- 個人情報法がわずらわしさを生んでいるとイライラします
- 後見人の高齢化にともなう法人後見の検討
- 後見制度の浸透を図り、当事者の財産等を守るようにすること
- 親世代が高齢化し、亡くなった後どうするかなど個人が守れるしくみを強化することが必要と思う。（これまで以上に）
- ①後見人をしているが、監督人が選任された。その際「新たな負担は発生しない」という家裁からの通知だったので後見監督人を選んだ。しかし、後見報酬を減額されたうえ、監督人の報酬を負担することになった。家裁がチェックしていたことを監督人に依頼しているのだから、監督人報酬を利用者負担にするのはおかしい（家裁の負担とすべきである）
- ②後見監督人は「本人のため」と言って、本人のためと思われることに対する支出などが思うようにできない
- ③何によらず、監督人または家裁の許可を得なければ何もできない。成年後見ではなく、「財産管理」と名称を変更すべきであると思う
- ④精神障害者について、分かっていないので（監督人家裁）不十分な制度である
- 一般社会において制度に対する正しい認識が浸透していると言いために、家族がわり、保護者がわりの役割を求められることがまだまだ多い

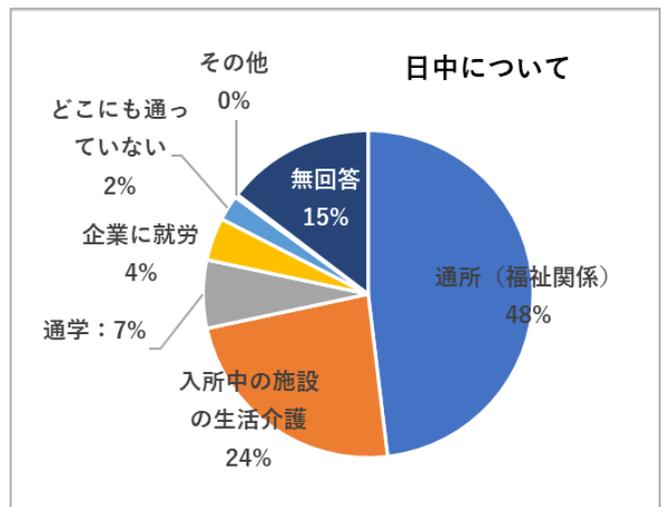
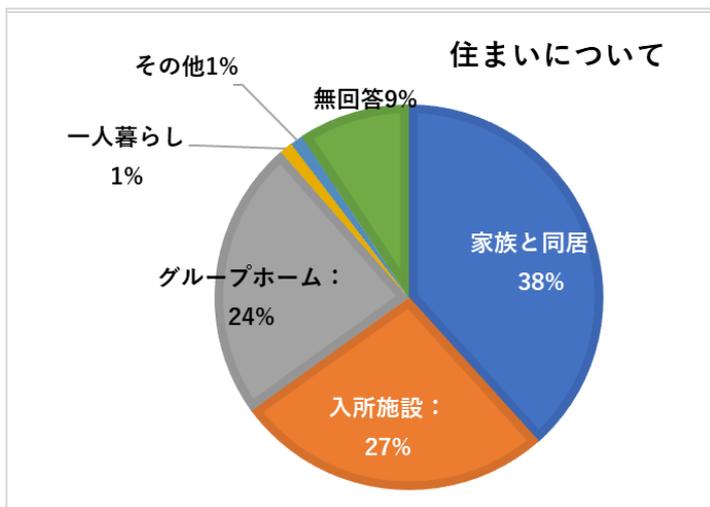
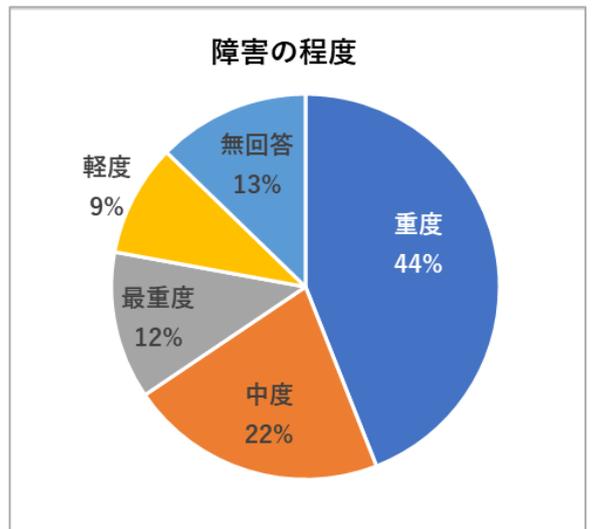
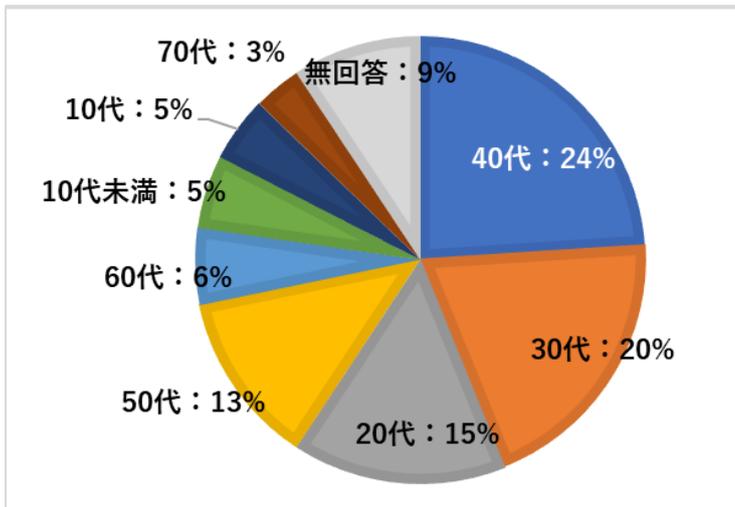
成年後見制度を利用していない(回答数 638)

I. 回答いただいた方について

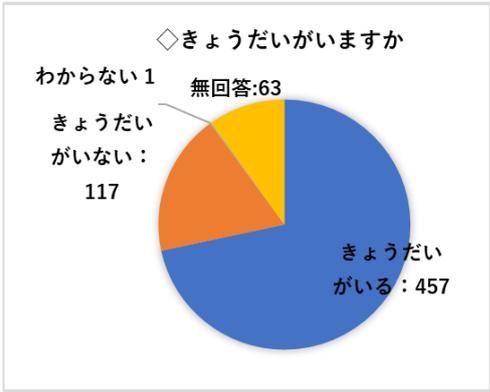
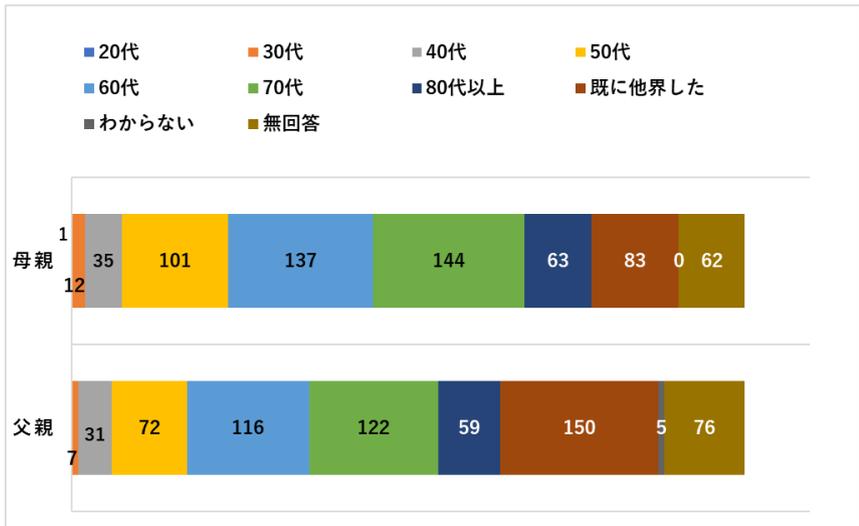


ご本人との関係	人数
母親	375
父親	114
きょうだい	84
その他	11
無回答	54
	638

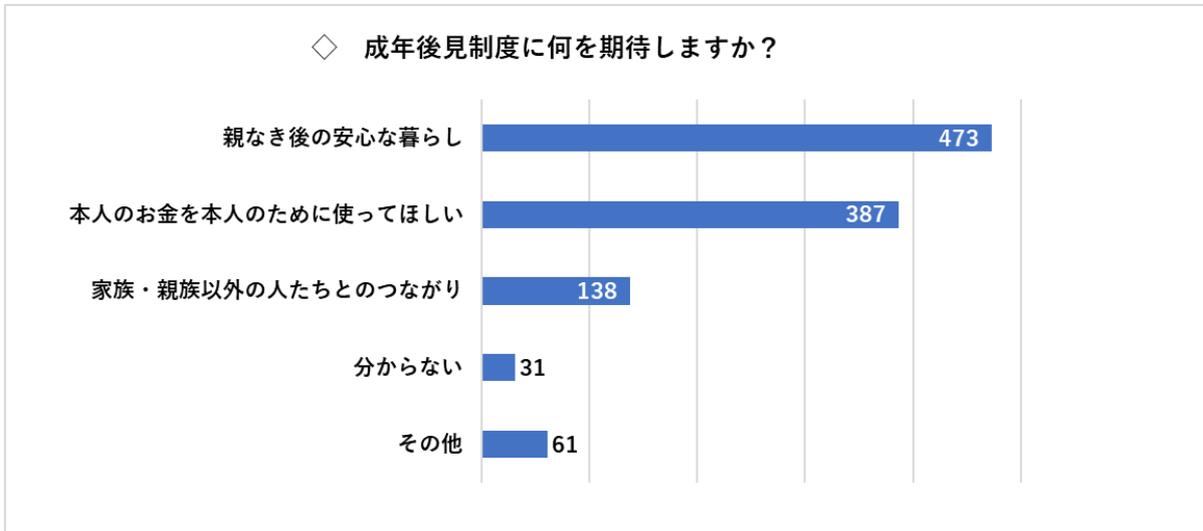
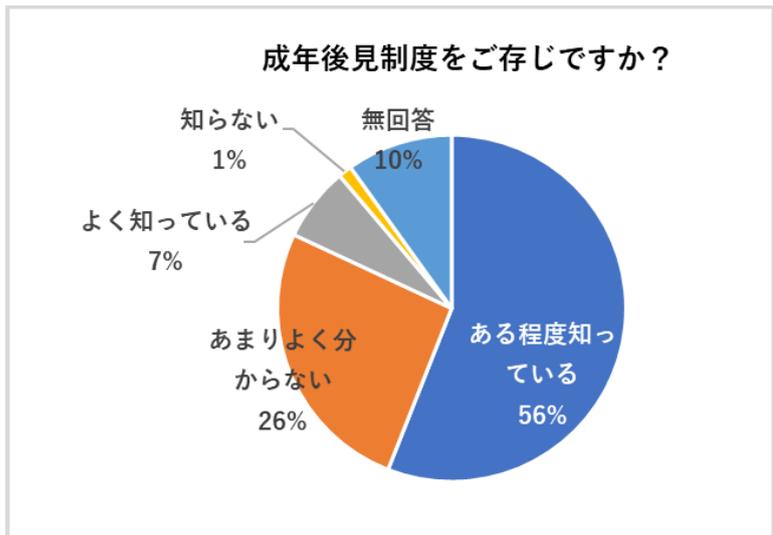
II. 本人について



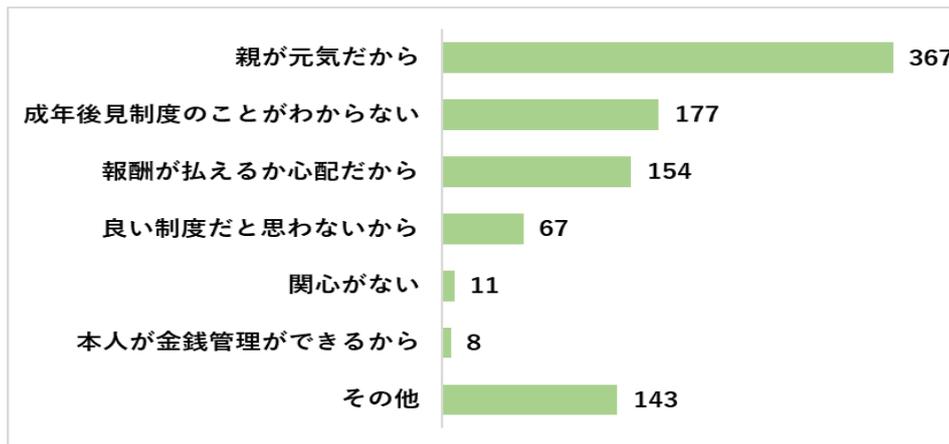
III.ご家族について



IV.成年後見制度について



1. 利用しない理由をお聞かせください（複数回答）



〔最重度〕

- 報告が面倒
- 他兄弟と相談してないため
- 高額の本人資金については姉が管理できている
- 本人年金 98 万 施設に支援金月 75000 = 約 90 万 今迄毎月年金おり 2.5 万のこづかい別。年金 30 万おむつ代昨年あり月 2 万かかるので本人の年金では支払いできない
- 本人のために本人がやりたいことに使ってもらえるかわからない
- 本人の姉が後見してくれることを期待しているが仕事も多忙で十分な相談ができない
- 制度がもう少し使いやすくなってから利用したい
- 聞きに行ってはおりましたがかなり難しい
- 一度後見人をつけてしまうとかえられないので、兄弟にするかなど不安点が多いため
- 収入が障害年金だけで、月の支払をすると、少しだけ残り、そこから日常生活・療養の支払（1 割負担）で残りません
- 本人がまだ未就学児なので今すぐには考えていない
- 急にお金が必要になった時など、速やかに対応できるか心配だから

〔重度〕

- そろそろ利用したいと思っているが、もっと詳しく知ってからにしたい（同様の回答：2）
- 成年後見制度の利用タイミングがわからない（同様の回答：2）
- 手続きが複雑で大変だから
- 使い勝手が悪いときいている
- 施設に入っている（同様の回答：2）
- 後見人が信用できるかわからないから
- 親が高齢なので、そのうち姉（本人）に後見人になってもらう予定
- 今、現在の後見人をしている人の話を聞いていると重度最重度の方を後見している方がいないように思います。補助とか補佐とかの後見人が多いようにおもいます。金銭管理とか契約に関してのことが多いように思います。
- 現状、作業所→グループホーム→自宅と父母、兄で何とかカバーできるから
- きょうだい・親族がいるから（同様の回答：20）
- 遺言を書いたから
- 成年後見人が本当に信用できるのか、真剣に本人のためにやってくれるのか不安がある。（色々悪い記事が目につくから）

- 後見人に資産を使い込まれた等、悪いニュースを耳にするから不安
- 先に市民後見人グループを目指す団体に入っている
- 利用している方から不便（得策ではない）ばかりを聞いているから
- 通所先の施設長から”住まい”が決まらない内は必要ないと言われたから（私自身は疑問に思います）
- まだ必要と思わない（同様の回答：2）
- まだ使いにくい制度
- 安心なしせつに入所しているので必要性を感じない
- 改善を要する部分が多い。親が元気な間は利用しない方が良いという意見を聞く
- 兄が司法書士をしている
- 信頼できる親族がいる
- 今後 成年後見制度を勉強し利用につなげていくつもりでいます
- 本人の金銭・権利が、死亡後その人に着服されると思う
- 後見人を兄妹にした方が良いのか、専門の方が良いのかで迷っている
- よい後見人に出会えるか心配
- 施設入所した時両親のどちらかが手続き
- 使い込みの心配。報酬が固定で貯蓄がない人は利用ができない。
- 困った時だが、障がい年金から生活費を助けてもらうこともある
- きょうだい成年後見人になった場合についてまだ研究していない
- 始めたらやめられないから
- 安心して本人を預けられる適切な人材に出会っていない
- 現在姪がキーパーソンになっているため
- 後見人が着服等をする事例もあり、選定に不安があるから。また、金銭がかかるから
- 未成年だから（同様の回答：9）
- システムが時代と共に変化していると良いがそうでないとかんじる。特にこのコロナ禍のまさにど真ん中位にいて
- いい後見人が見つからない
- 本人の弟と話をきちんとできていないため
- 親・家族との連携に問題があると聞いている
- 遺言公正証書で兄が終生扶養すると設定している
- 一度決めたら変更できないから
- けっこう高額になるように聞いております

〔中度〕

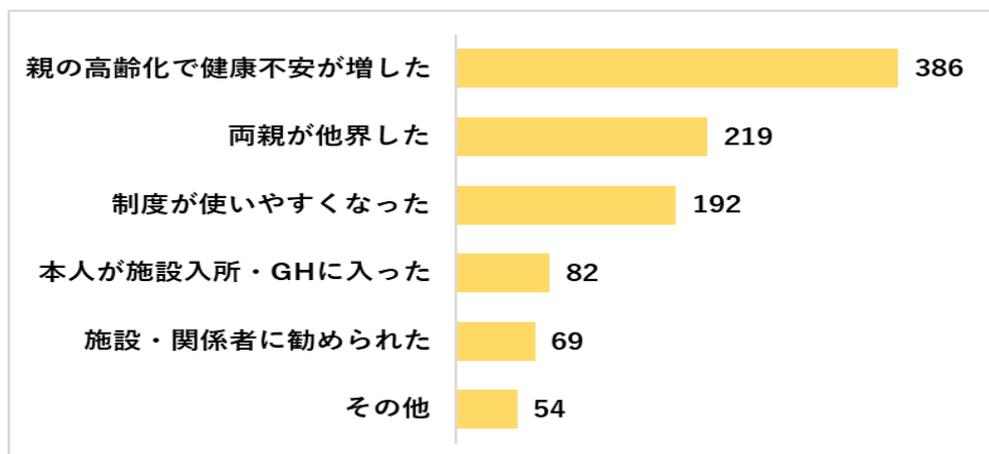
- 支援員の方へ相談したところ、親もまだそんな年齢でもないし、少し様子を見てからでもいいのではないかと聞かれた
- 生活保護の人でも老人ホームに入れるのに、親や本人が将来の生活で困らないように貯金や相続したお金を10年で後見人が何百万も報酬を取ることがおかしい！
- 成年後見制度そのものの法的見直しがなされるのを待っている
- 後見人による犯罪をニュースで見聞きしたりして信用できないから
- 本人のお金を本人のために使わせてもらえない事多し
- 関心はありますが、キッカケがないというか、今のところ不便を感じていないのでのびのびになっています。いずれは制度を利用するつもりでいます
- 今は、兄弟が対応できているので、しかし、将来は利用したいと考えているが、まだ動いてない

- 障害者本人の兄が老人ホームに勤務していて使いにくさを聞いている。
- ①本人の収入からは絶対に報酬が支払えない。②後見人が必ずしも被後見人を理解するとは思えずどの程度の仕事をしてくれるのか不明特に心情介護について。
- ①後見人を親族としても監督人が必要になるケースが多く、どちらにしても本人は年金収入しかないのに本人のためのお金の利用になるのか疑問。②制度を利用した場合のタイミングも分からない。
- 兄が弁護士だから
- 限界があり、かえて手間だから
- 制度を利用するとやめられない
- 将来的には必要なので現在勉強中です
- 知的障害児者に理解ある人材が不足
- いい面もあるが、不自由なことも多いと聞きます
- 手続きが面倒 長くなる
- 本人主権が置き去りになりがちで、金銭管理のみが目的となっている
- 報酬に見合った事をしてくれるのかがわからない
- これから検討する必要がある
- 制度的に使いにくい部分がある

〔軽度〕

- 親も子も財産がないから
- そういう制度があることも知らなかった
- そのうち、利用するつもり
- 制限が多すぎる
- 親の代わりに取らなくてはと思っています
- 現在は必要と思わないから
- 親が後見人として選任されないかもしれない。適切な後見人が見つけられない。本人の資産を増やすと報酬も増大する。本人の為に本人の資産を使用してくれるかどうか
- 兄弟との関係が複雑なため。また、そこまで施設業務が追い付いていない
- 障害が軽度だから
- 不十分な点が多々あり、改善が必要だから
- 適当な後見人がいない

2. 将来成年後見制度を利用するとしたら、どのような理由だと思いますか？（複数回答）



〔最重度〕

- 報酬が発生しない
- 家族が管理できなくなった
- 本人の姉妹にすでに話をして了解を得ている
- 姉が見ているが、高齢になって来た
- 本人に関わる負担を自分の妻子に負わせられない
- 親の死亡で相続が発生したとき

〔重度〕

- 兄弟の高齢化
- 利用したいと思わない
- きょうだいが見られなくなったら
- 姉である現保護者が病気や高齢となったら
- 対応できる親族がいなくなった時
- 考えていない
- 面会の義務がない等、信じられない
- 私ども親が考えるようになったら
- 金銭的にどの程度か知りたい
- 利用しない
- 考えたことはない
- 今は、わからない
- 身寄りがなくなったとき
- 弟妹も本人に関われなくなった
- 現キーパーソンである姪の高齢化
- 金銭面に余裕が出来たら。
- 誰も頼れなくなったとき
- 保護者代替りの兄妹の高齢化
- 昔の制度がこの特に新しい時代(With コロナ)になり進化していないのでは無いかと考えると
- 利用する予定はない

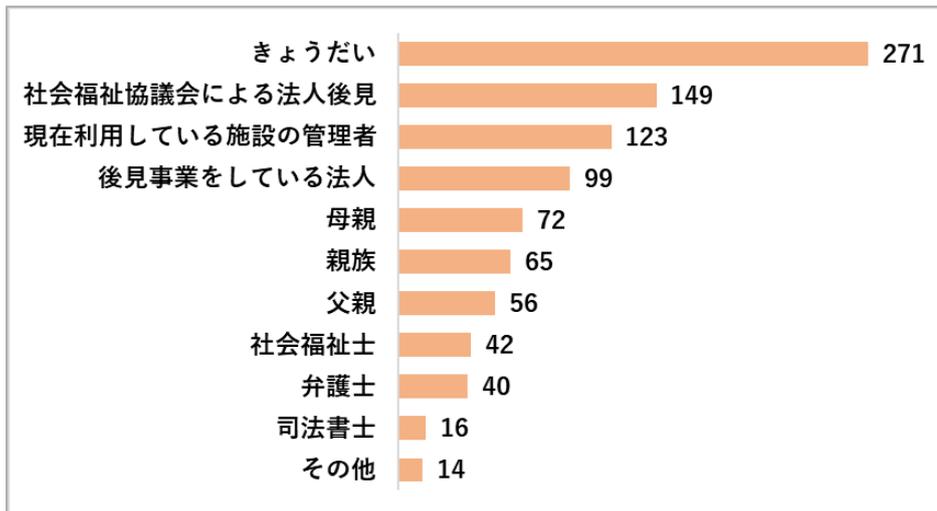
〔中度〕

- 兄弟の高齢化
- 成年後見制度を利用して「良い」と思う人が増えたら
- 両親も他界し、兄弟の対応も難しくなったと感じた時に
- 身内の死
- 報酬が無料になったとき
- 兄と相談
- 本人との関係では義妹（亡夫の妹）しかおらず、その息子には迷惑をかけたくない。
- 理解ある人材が増えたら
- 本人のきょうだいの老化により判断能力が鈍るまで
- きょうだいの負担軽減
- 兄弟にはなるべく負担をかけたくない
- きょうだい本人に関われなくなった。
- 後見人として適切な人が見つかった時

〔軽度〕

- 保護者として任務を果たせなくなったとき
- 高齢かが進んだ時
- きょうだいが見人になるのは無理があったとき
- 妹に健康上の問題が発生した時

3. 後見人等はどのような方になってほしいと思いますか？（複数回答）

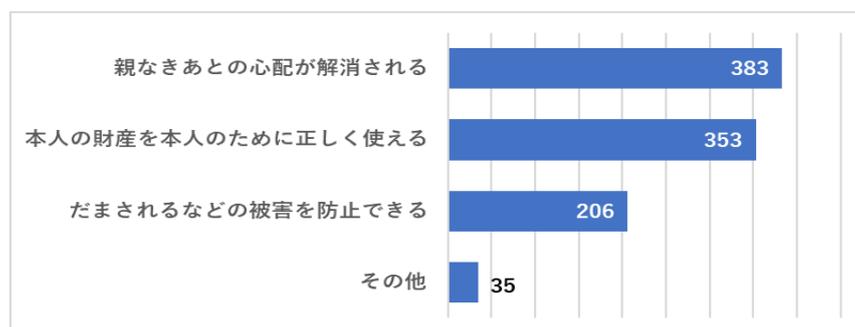


(その他)

- 信用の度合いがわからない。融通がきくかわからない
- その他の親族
- 職業でなく、本人の生活環境を知り、何をしてあげたら本人が安全で楽しく毎日を送れるのかをわかってくれる人 面会を頻繁にしてほしい
- 現在利用している法人が別の機関を作って法人後見業務を行ってほしい
- 現在の施設管理者。以前、2年間で脱臼や骨折4回の上に手足が動かさない身体障害者にさせた上で退所を命ずる悪徳な施設も在ると聞いたので、施設管理者が良いとも言い切れない
- 信頼出来る人や団体の専門家(知り合いでなくても後見人としてしっかり学んだプロ)
- 自分が母親の後見人になり、とても大変だったので、娘にはやらせたくはないが、他人に頼むのも心配で今のところよくわからない
- 現在利用している施設の管理者、本人の障害の状態を理解している人
- 後見人は親なき後のことでは？ある

4. 成年後見制度について、どんなイメージがありますか？（複数回答）

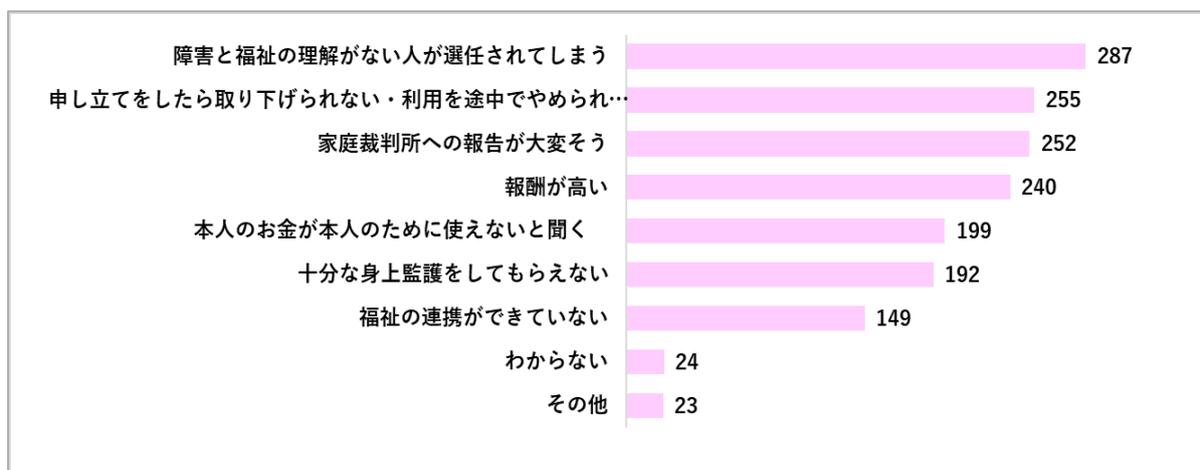
◇ 良いと思うところ



(その他)

- 親なきあとの心配が軽減
- 本人の権利が擁護される
- 第三者として財産管理が出来る
- 身寄りのない人には必要
- 個人を大切にしてほしい
- 兄弟には負担をかけたくない。施設内の親や知人が後見人の資格を取り、組織的なものを目指す動きもあるが逆に中途半端なつながりの中では託したくない
- 本人のために適切な判断をしてもらえる
- 親の代わりに本人にとってより良い選択をしてくれ

◆ 改善してほしいと思うところ

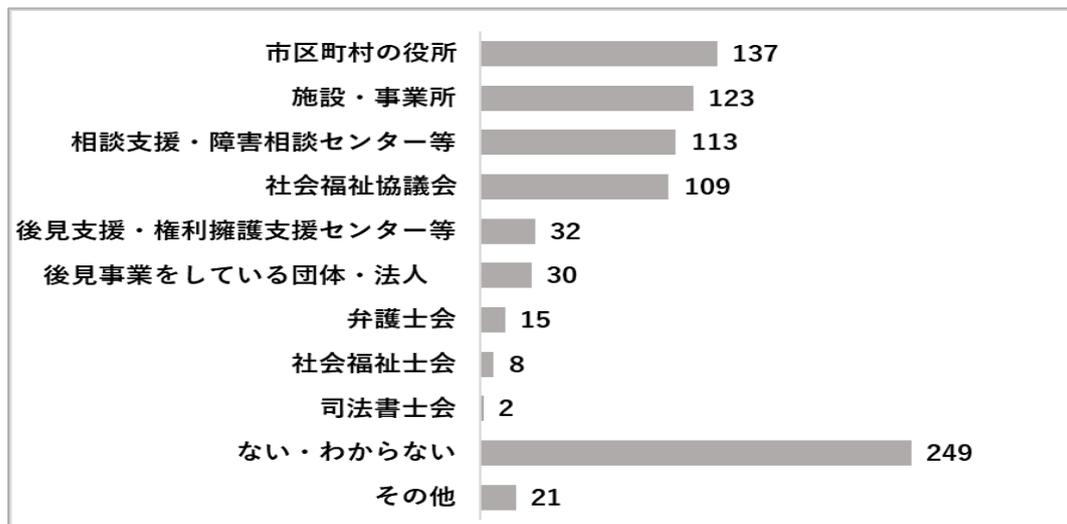


(その他)

- 親族に優る人はいないと思っている
- 利用する可能性のあるとしてこういうこと（上記選択）がないように願いたい
- 正直、行政の案内等が不十分だと思う・お金の収支の内容が不安
- ニュースで本人のお金を使い込んだ弁護士等の話を聞くと「そんなにすごい人をお願いしたのにだめなのか。誰を信用すればよいのか？」と思う
- まだ、成年後見人のお話しを伺った事がないので改善点は、判りません。ですが、身上監護はして頂きたいと思います。（親なき後の安心な暮らしをしてほしいです。）
- 具体的に検討していないので答えられない
- ニュース等で弁護士（後見人の）が本人の財産を使い込んでいたとやっていたのを見て、とても怖く思い誰を信じて託していいのかわからなくなった。なので未だ制度を利用していない
- これだけ長く制度があっても、親たちが拒否し普及しないのは理由があり、機関・行政もそれをわかっているはず
- 医療の決定権、未成年の親と同等の権利と義務
- 信頼できる人を見つけられない
- （判断能力が貧しい障害者の為）後見人を利用したいと思うのですが金銭のこと。書類上の手続等の以外にもっと関わって欲しいのは日常の生活の事（困った事、トラブルなど訴える手段がわからない）や保証人・医療の同意書等後見人が関わられる事をもっと増やして欲しい、何より判断能力が貧しい為後見人をつけるのですから

- 内容が理解してないが、心配をしなくてすむようにあって欲しい
- (利用していないのでよくわからないが) 老人関係と似ている所があると思うと1. どこまで本人のことを考えてくれるのか(通り一遍的なものかも・・・担当者によることが多いのでは?など) 2. 本人の障害状況の理解が本当にしてもらえるのか(マニュアルがあってその範囲をこえられないか・・・など) 3. わがまま的な発想の考慮等があるのかとか老人関係などは残念ながらかなり限界を感じているので我子には少々心配
- 成年後見制度の情報は以前から聞いているのですが、実際のところがわからず、本気で聞いてみたい。
- 親族にしてもとてもやっかいなものだときいた。領収書なども全部とっておかないとならないと。そのような負担をかけたくない
- 使い勝手が悪い。お金が永久にかかる
- 勉強不足のため理解していない事が多々ありますが、上記に挙げられている事柄を見ると利用しにくい制度だと感じる
- やめられない、何かの理由で本人が急に相続人の一人になる場合があります。また親の生命保険受取人の一人になることもあります。普段の生活は、施設やGH職員などが支援し、後見人がいなくても生活できているケースもあります。そうした状況の時、相続手続き、生命保険受取だけの支援(後見人)で良いのに。一度後見人が付くと上記理由が解消しても後見人を解約できなく、事理弁識が回復(戻る)までずっと報酬を払い続けなければなりません。一時的な問題(相続、生命保険受取手続きなど)が終了すれば後見人を解約できるようなしくみが必要だと思います。

5. 成年後見制度について、困ったときに相談する先はありますか？



(その他)

- 他人に任せたくない
- 誰も詳しい人がいない。事例が少なすぎるせいもあり。
- 父母の会
- GHの福祉法人
- 特にありませんが講演会や社協に聞いてみようと思います
- 家庭裁判所
- 日本司法後見センター(法テラス)・生保のプランナーさん
- そもそも相談先が不明

- 相談窓口が身近にあり案内が欲しい
- 地元の法務事務所
- サービス利用計画を作ってくれている地域の支援センターなど
- まだ具体的に相談していない
- グループホームの世話人
- 兄が司法書士・知人の弁護士、司法書士
- 患者会や学校で保護者向けに親亡きあとの勉強会があるのでそこで相談できる・
- 制度をスタートする前から本人や家族の生活、ニーズ、特性等を理解してもらう体制があると良い。現在の相談支援員のような方が良いのではないかと思う
- その制度に特化した人・まだ検討していないため、把握しておりません。

□実際に相談したことがありましたら、差支えのない範囲でその内容をお聞かせください

- 両親が突然なくなった後、親戚とかもあてにならないので、子供のためにしっかりやっておこうと相談したことがある
- 通所(作業所)で勉強会ある予定がコロナで中止になり、本人の父親が亡くなったとき不安になり、社会福祉協議会に行って説明を受けましたが、今は必要ないかなあと思っています
- 地域包括支援センターの理事長や市役所で相談したら、愛の手帳3度は将来認知症と同じ老人ホームですから、老人ホームに入るお金を準備してくださいと言われたが、50代の弟が司法書士などの人に後見人をしてもらうと老人ホームに入るまでに、親から相続したお金が無くなる!
- 親なき後の財産管理について相談したが、身上監護もしてもらえる成年後見制度を勧められた。
- グループホームでのトラブル
- 司法書士の勉強会等に何度か参加しているが、『『全ての財産を障害者本人に残す』という遺言書を書いて、ぜひ私どもの方へ来てください』というように、本来あるべき方向とは真逆の内容のものが広く流布しており、親の間でも混乱している状況で、正しい知識が誰も得られていない
- 成年後見制度ができて間もないころ、母親ががんになり、遺言書を考え、家裁に電話したことがありました。当時の担当の方は障害者に残す財産は預金がベストで不動産は管理が難しいと教えていただきました
- 身内だけで成年後見ができるのか
- 区の成年後見制度の話聞きにいったことがあるが、自分も制度の勉強が足りなくわかりにくかった。どういった時にどうしたら良いのか、どこに行ったらわかるのか、チャート式になっていたら皆がわかりやすいのだろう、と思った。自分からアンテナを張っていかないと、と感じている
- あまりいそいで利用する必要はない。両親のどちらかが他界したら考え始めるように言われました
- 実際のところ、困ったときの相談窓口の具体的な想定に対応したマニュアルがあれば良いと思う
- 主人が亡くなった時行政書士を頼んだがその人に相談した。今後も何かあったら相談するつもり
- これからどうすれば良いのかきちんと福祉がつかわれているのか
- 現在のグループホームでの生活はとても充実していて、何の問題もありませんが、娘が高齢になり、施設の転居・異動等の問題が生じてきて、親・兄弟も高齢化した場合、実際どこまで動いていただけるのか(後見人を他人にお願いした場合)
- 本当の意味できちんと制度を理解している人がいないように思う。きめ細かな内容が紙面だけであって(障害の内容が把握できてなく)現実味として感じられない気がする
- 私の働くGHでの話:入居者の息子(20才障害者)が入っていたGHから精神病院に入院させられ、コロナ禍もあり退院後の行き場が無く困っていたが後見人がついて2年間の入院生活から県外

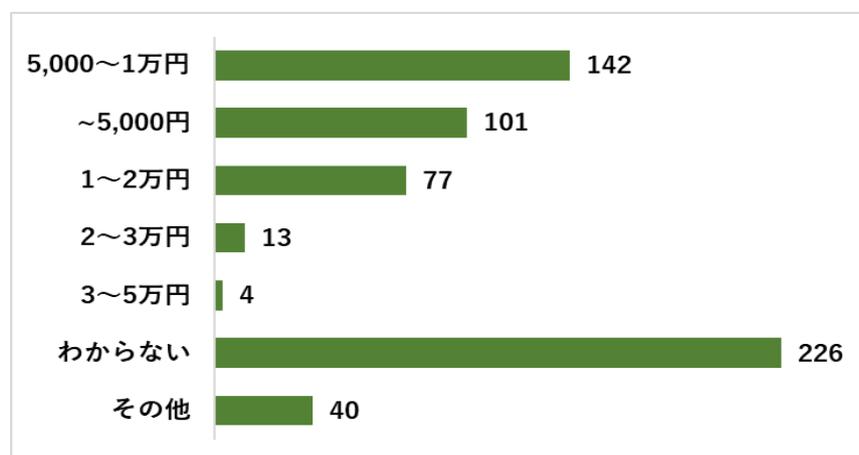
の施設に入居する手続き等、全て後見人が行ってくれた。引越しも本人との面会、外出等も何度も訪ねてくれ父親がいるこちらのホームに報告してくれる。とても素晴らしい後見人とのこと。こういう方のいる法人なら安心して相談できると思った

- 離婚時、戸籍を移すときに（氏の変更）知的障害者だと理解できないので成年後見人をつけてくださいと言われ困ったことがありました
- ①本人の資産額によって、親が後見人として申し立てられない一裁判所が専門職後見人を選任するため、本人の資産を少なくしなくてはならない。そのことによって、入院や高齢者施設入居時に本人の選択肢が少なくなる②本人の資産に応じて後見人報酬が増えるため、本人のためにお金が使えなくなる③専門職後見人も人によって対応が違いすぎる
- 入所施設で保護者がいなくなったときは後見人を立てて対応する旨のお話があったのでお任せする
- 家庭裁判所で申請用紙をもらってきてどんな様子か
- 私の実兄の際に初めてのことで区役所の窓口で相談し、どのような手続きをしたら良いのかパンフレットをもらったりした。当時兄は一人暮らしで痴呆のような状態になり、公共料金等支払いがしてなかった。金銭の状態等全く兄、姉妹ではわからず、入院手続き、後見人制度等、色々な面で大変だった。その後、補助人が決まり不動産も売却できた
- 専門的な仕事が少なくなってきている。弁護士・司法書士・社会福祉士等は、この制度で数多くの客を増やして商売しようとしている輩が多くいることは事実であります。厳しく監視する法律を作ってもらいたいと思っています
- 相談とは違いますが、社協での講演会（後見人制度）を2回参加しています。具体的なことはもう少し先でもいいかな？と・・・
- 親族を後見人にできないか相談した。メリット、デメリットの説明が十分でなく、手数料も高額に感じた。関係ない保険会社の営業が同席して保険の話ばかりされたので利用しなかった
- 講演会を聞いたことがある。今の制度を学ぶ場があれば参加したいです
- 一度弁護士と相談した（約1時間）
- 自分たちが他界した後、娘はいるが、配偶者次第でわからない。不安感は話したが中々、内容が分かりにくいところもある
- 1か月に支払う料金の事
- 母84本人50歳で生活していて、もしコロナで自宅療養生活となったら？という話心配していたら支援の方が「その時はいつでも連絡ください。力になります」と云って下さりとても安心しました。後見支援をしている事業所かは知りません
- 何処も（役所・協議会など）制度の利点だけを説明し、負担の質問には誤魔化しと嘘の説明しかない。にも関わらず、会計証明や役員維持に時間も費用も多く費やされる。任を解く事も大変。いざ任じた後見人が悪い者であっても、その悪事の証明も弾劾も難しい。そのような労を行う位ならば自身が後見人と戻す事も大変。一度、後見人を利用して悪かった時は、不のスパイラルに深く落ち込むだけで、自分や自分の家庭への犠牲が大きく強いられるだけになるから、正しい相談先が無い
- 業務を質問した
- 社協の権利擁護担当者が知り合い。いずれ必要になる制度ではあるが、子の年齢が若く、今、単身生活をするためにいろいろな経験をさせている最中で、まだ本人の伸びしろがあるため、今のタイミングではないと判断してもらった。制度として親子で知っておく、勉強しておくことは必要なので、社協が主催する学習会に参加する予定

- 親が元気なうちに後見人を探し依頼したいと思うけど、報酬の問題もあるが一度契約をすると親は一切関われないと聞くのでまだふみきれない
- 親が亡くなったら必ず制度を利用しないといけないのかというところからわからない
- 制度のメリットデメリット
- 実際はお役所手続き、入所施設等からの提案を追認するだけ？であれば、単なる手続き代行者。本人によりそって親身に気遣ってもらえるのだろうか？ 後見内容で価格が異なる？
- 裁判所による選任は、親の意向をくんでもらえるのか？
- 監査人との関係は？その報告の手間に応じて後見料金が異なる？
- 何度か相談会や説明会当に参加しましたが親亡き後、残された子に現在の後見人制度は主に金銭面の事が多く、障害のある我子には金銭面もちろん必要ですが生活面、身元保証・医療行為の同意書など関わってほしい事が抜けているように思います。また、説明会の後に申込書（契約書）がすぐに渡されるのにも違和感があり、すぐに決められる問題ではないと思いました
- 成年後見サポートセンターに紹介をお願いし司法書士の方を紹介して頂きました
- 本人が入っている施設で制度についての勉強会およびサポート組織があったので何度か出席した。書式もとりよせたが複雑で結局よくわからないうちに、会が解散してしまった
- 家裁がまったく知らない弁護士に依頼することが不安
- ①いつごろ(何をトリガーに)②どういうプロセスで選任すればいいか ③GHの世話人役割分担、保佐の範囲をどう考えればいいか
- ①いつごろ(何をトリガーに)②どういうプロセスで選任すればいいか ③補助の範囲をどう設定すればいいか
- 入所施設でWEB講座を開いてくれたが、講師になってくださった方はすごくいい方なのだが。。そして親族にお願いすることはあまりないとのことだった
- いつ後見制度を利用したらいいのか、学習会を親の会で実施したあと個別に相談した
- 1回区役所へ行ったが、毎月金が3万円～5万円かかるといわれたので考えている
- 家裁に行って、大体の様子を聞き、パンフレットをもらってきた
- 成年後見人に依る不正等があるので心配。きょうだい（妹）が一人いるのですが、負担を感じて応じたくないと思われるので

6. 後見報酬について伺います。

報酬が高いという意見がありますが、いくらくらいなら妥当だと思いますか？



(その他)

- 10万円前後
- どのような管理で、本人（弟）が幸せに健康で過ごせるか見えないので、どの金額があてはまるか

わからない。また、お金がなかったら（払えなくなったら）どうになってしまうのか、制度・管理がわからないので妥当の目安がわからない。事務的な対応は冷たく感じるので、私が元気なうちは後見人は考えていません

- 監護の度合いによる適正額
- 実際の仕事量、質、なのかイメージがまだわからないので
- その人の資産と年齢 生活費としての資金額に見合ったもの
- 一概に決められないと思う。どれだけ本人の為に足を運んでどれだけのことをしてくれたかによって多少の金額の増減があってもよいと思う。金額の基準も（仕事内容）もわからない。後見人の報酬は2万円と聞きました。2万円も支払ったら年金ギリギリで本人の楽しみのお金が無くなる
- 障害者の所得を考慮して、後見報酬を決めてほしい。施設入所者で年金だけの所得の人が支払う報酬は月額 3,000～5,000 円位にし、相続等発生時には別途相応な額を支払うようにしていただきたい
- 月々は安めに設定されて、その都度お願いすることがあれば料金支払うみたいな方法
- 報酬よりも各手当、年金等使い込みされていることが、必ず数件、新聞・ニュース等で取り上げられています。これらは氷山の一角だと思っています。まず、後見人の人選、調査、身元の確認等をしっかりしてもらいたい
- 報酬が管理する財産に応じて決まる点。財産が少ないと報酬も低く、後見人としては大変なのは？逆に財産が多い場合報酬が高額になり、後見利用がためられる。ある程度一律の報酬とし、個々の業務に応じて加算報酬を支払う形にするのはむしろかしいでしょうか
- 基本給+仕事の内容によって加算
- 安ければ有難いが成年後見の仕事の内容は専門知識が必要で手間や時間がかかると思います。大変なお仕事だと思います
- 契約時に 10 万円で以後は 1 年に 1 度 2000 円以下
- 利用者が持っている預金等によって報酬が違ふのは良いと思います。ないところからはないなりの報酬ということ聞いたことがあります。皆さん付けたくても、そのあたりがよくわからない、はっきりしないので不安なんだと思います。ちょっと怖いといえますから
- 年収 障害年金 78 万円、工賃 7 万円です。グループホームは月額 72000 円かかります。その他医療費は 3 割負担。高齢の両親には限界です。報酬は親なき後は無理です
- かわからない。想定外に長生きしたり物価や介護費用の高騰など本人の年金、預金額の範囲内で考えての回答です
- どこまでのケアをしていただけるかで変わってくるかと思われます。財産管理だけでしたら月額 5,000 円が妥当だと思います
- 無料を望む
- 毎月作業工賃が 1 万 5 千円+入所費用を支払い残りが約 1 万 5 千円合わせてせいぜい 3 万円弱しかない中から毎月通院費（リウマチを患っている）最低 24600 円+交通費、チリ紙からその他の消耗品を支払うと本人が自分の好みの物を買う費用もなく、親が毎月 2 万円程補助を出している状態で、どうやって後見報酬を支払えるのですか？
- この先どの程度自分たちが本人のために残していける
- 財産の額に比例して報酬額が決まると聞いたことがあります。上限額が決まっていた方が安心だと思います。例えば年間で 20～30 万くらいが妥当だと思いますが・・・。（将来、仕事の範囲、内容が改善された場合はそれが報酬にも反映されてよいとは思いますが）
- 困難事例が発生したらそれ相応に報酬を差し上げるのは当然と思う。ある程度の支払い能力がある場合

- 作業所の工賃が 5,000 円前後なので、5,000 円でも高いと思います
- グループホームの必要費と障がい年金は同じくらい。本人の収入で払えるのか心配
- 財産によって費用が変わることは仕方がないと思います。低額所得者にとっては月 5000 円でも大変だと思います。自治体などに補助をお願いしています
- 報酬のシステムが分からない。相談件数によって支払うのか、毎月支払うのか、分からない
- かかわる事案で増減があってもいい
- ～5000 円障害年金と生活保護で生きながらえていくと思います。1 万円（月額）なんて、支払える財力はない
- 仕事の詳細内容が不明なので、回答の仕様がありません
- 支払うことが出来ない人は、どのようにしたら良いか教えて下さい。救済の道を広げてくださいよろしくをお願いします。（お願い）身体障害手帳の等級が 1 級の者ですが医療費の一部負担として 1 割を支払っています。医療費の負担が大きすぎるので、これからのことが心配です
- 高いとは思わない
- 年度毎の手当合計の 1%。例えば障害基礎年金 1 級と重度手当ならば約 1 万 2 千円
- 身内がやるならいい
- 担ってくれる方に必要な報酬は当然支払いたいが、親が年金生活になって支払い可能な金額であってほしい
- 関わってもらう程度にもよると思う
- 本人の所持金によるという決め方がおかしいと思っている
- 内容によるし、本人の程度にもよる
- 保護者会長の時、学習会を開催し研修しましたが、年数がたち制度内容もはっきり認識してないよう学習研修を再度実施し、最新の制度によるアンケートに答えたい考えですがとりあえず、不備な知識で回答します。お許してください。ありがとうございます
- 3000 円が本人の負担額。地域福祉権利擁護事業並みの料金。後見人への報酬は本人負担額＋公費。後見人利用をためらう理由の一つとして、資力が生活保護受給水準の少し上のクラスです。後見人が付いた後報酬を 2～3 年支払えば、預貯金が 0 円になってしまう人たちです。（収入は生活保護に至らない人たち）後見人も預貯金が少額の場合、保護をためらう事が考えられます

施設・事業所 回答

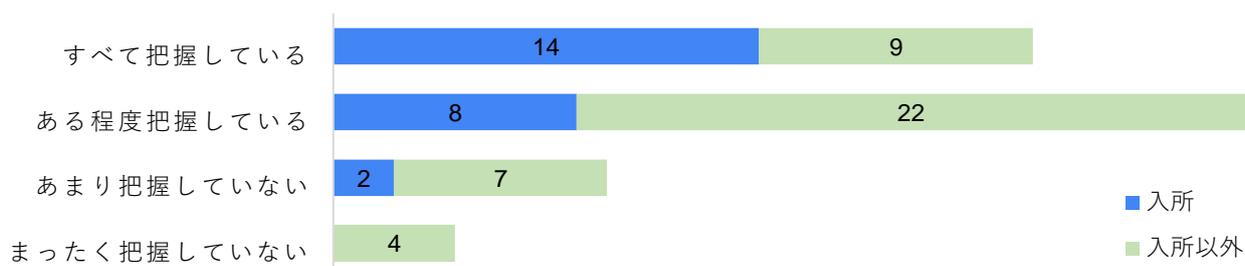
◇施設・事業所の種別／回答数延べ 120 件（入所 33・それ以外 87）

入所		入所以外	
施設入所	24	生活介護	43
障害児入所	1	就労継続 B 型	23
グループホーム	8	就労移行	1
		児童発達（支援 C・支援事業）	2
		その他（※）	9

※宿泊型自立訓練 2・自立訓練（生活訓練） 1・相談 3・地域活動センター 1・短期入所 2

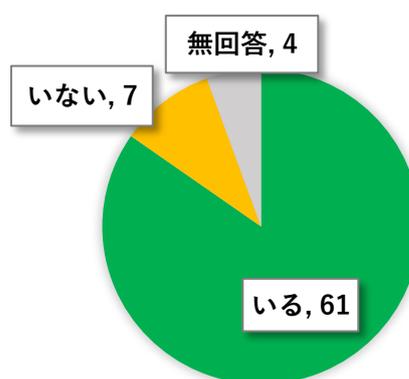
●施設利用者の成年後見制度利用状況についてお聞かせください

制度の利用状況について



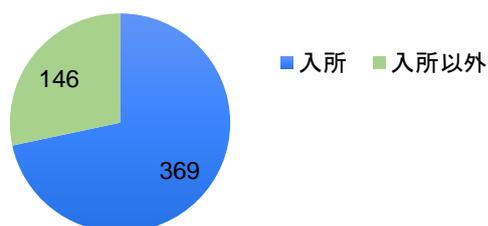
●利用している方はいますか？

- ・いる 61（入所 22・入所以外 34）
- ・いない 7（入所 2・入所以外 5）
- ・無回答 4

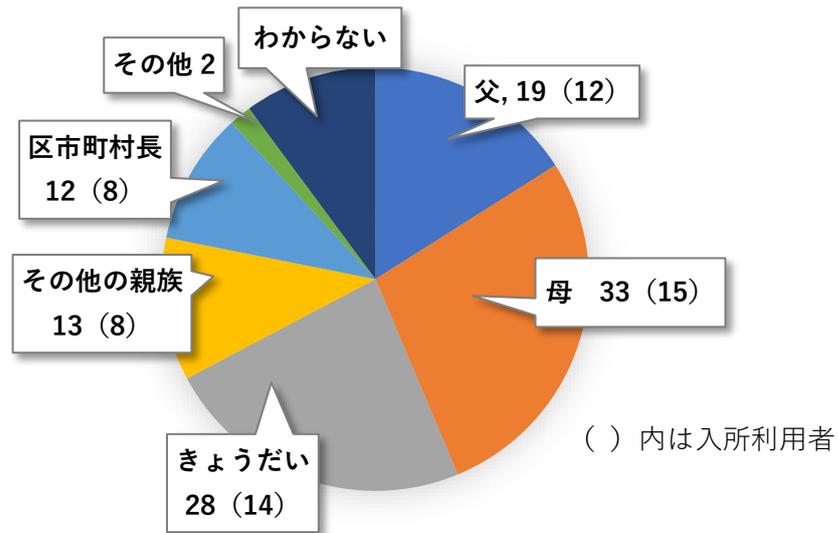


●利用している人数をお聞かせください

515 人（入所 369・入所以外 146）



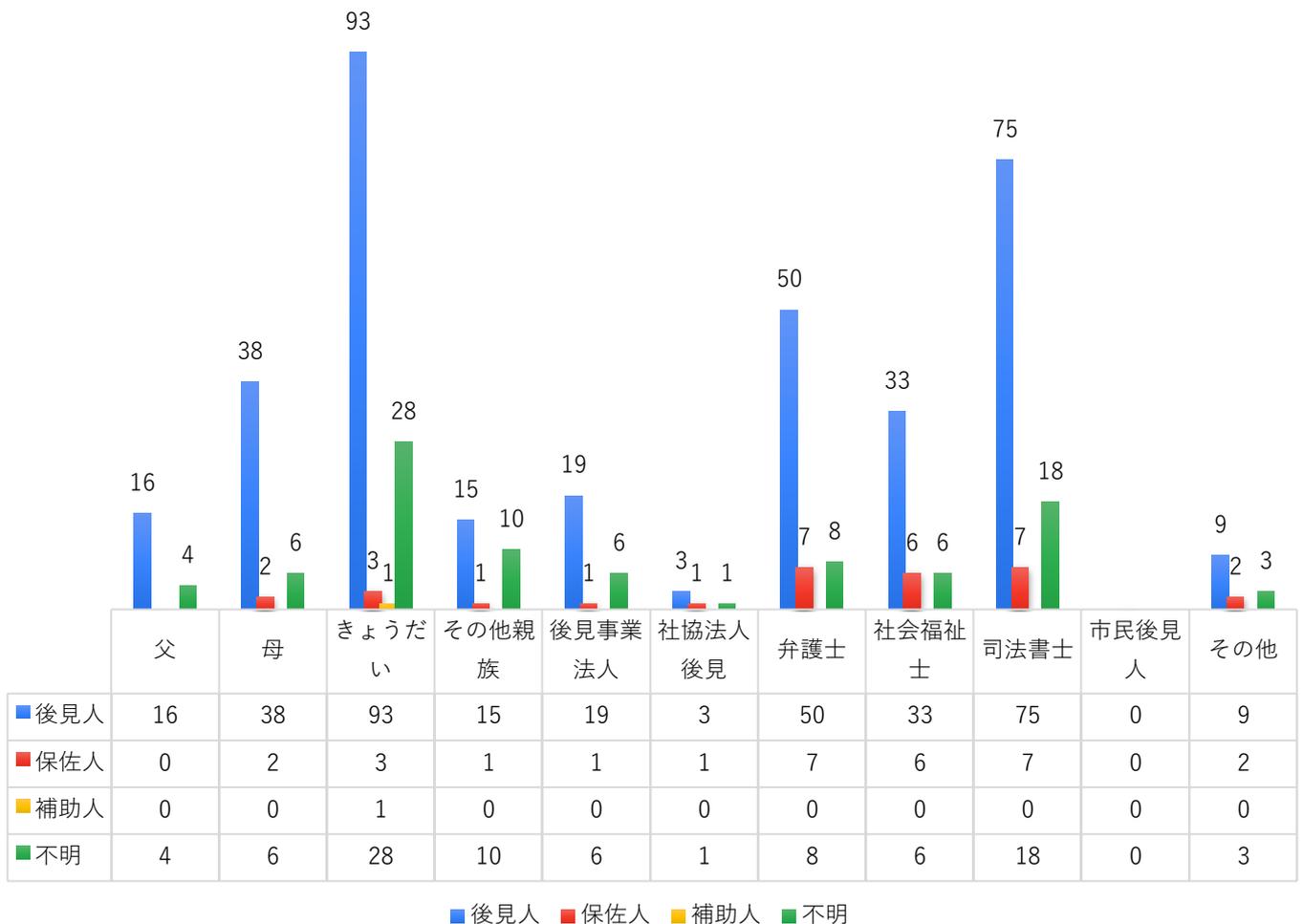
●利用申し立ては誰がおこないましたか？



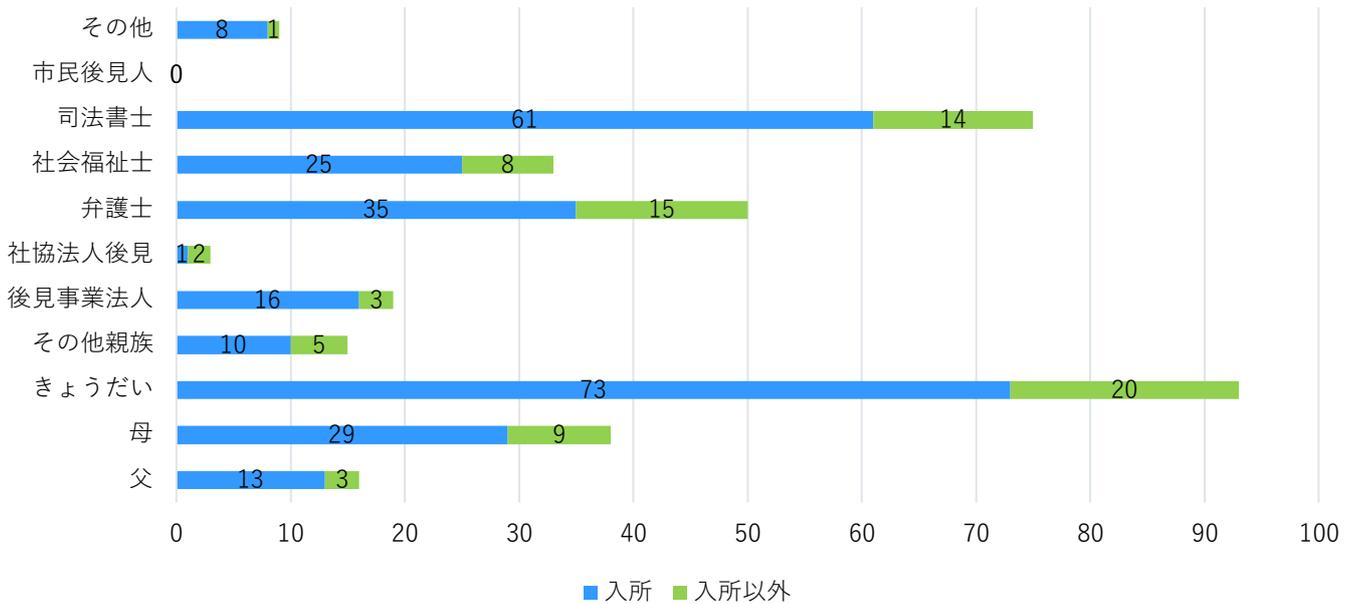
※その他 親族と懇意にされていた教会の方ほか

●後見人の類型とどのような方か、人数をお聞かせください

後見類型と続柄・職業等



成年後見人の内訳

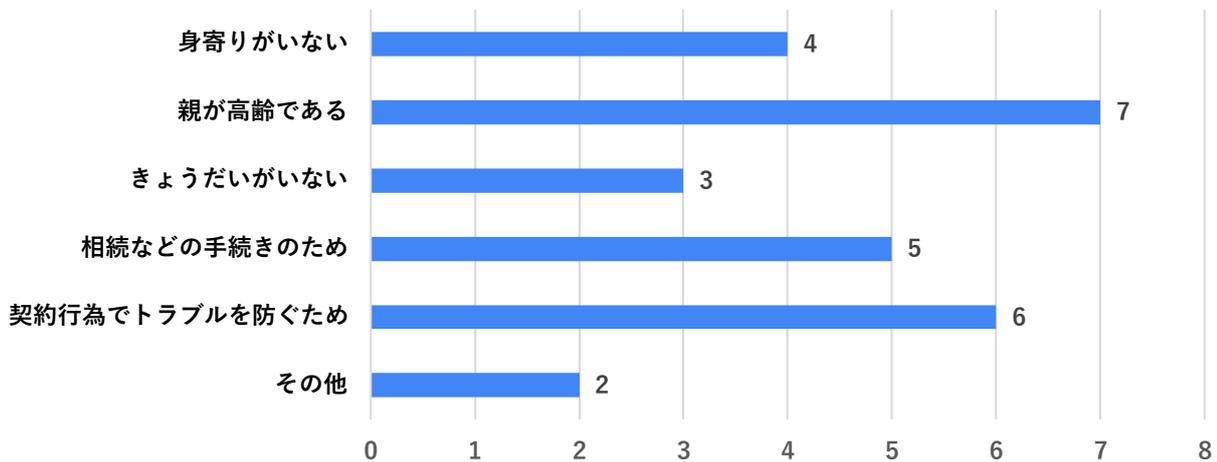


●現在は利用していなくても、いずれ成年後見制度が必要になるとお考えですか？

思う 10

思わない 1

●必要になるとおられるのは、どのような理由からですか？



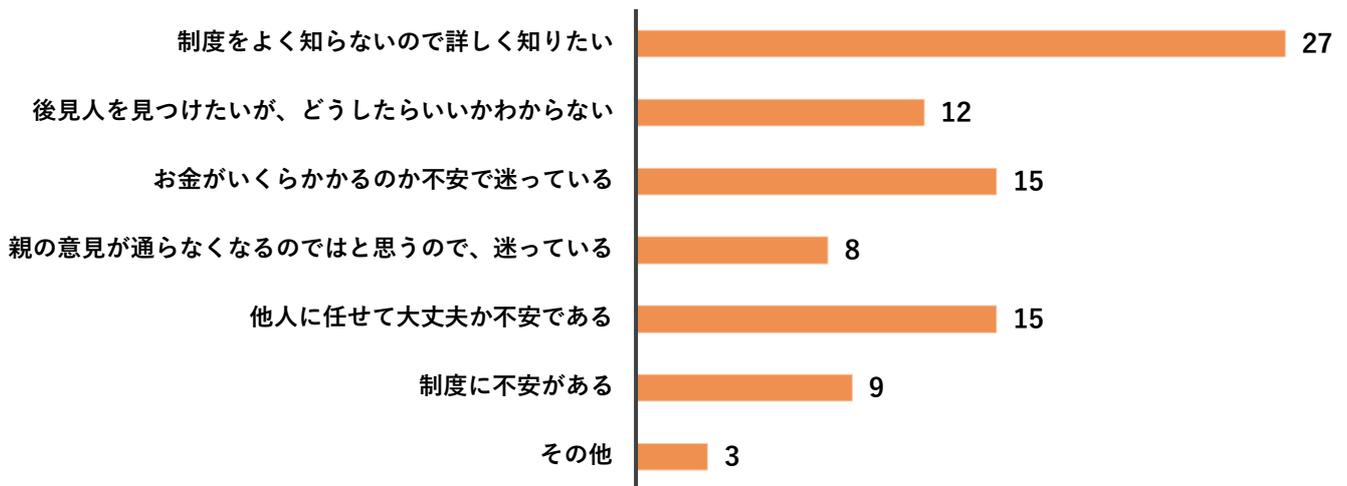
※その他
 ・利用児の中には、成人した際に必要になることが考えられる
 ・本人の自己決定権を保障するため

●ご家族から「成年後見制度」への関心の声を聴くことがありますか？

はい 40

いいえ 32

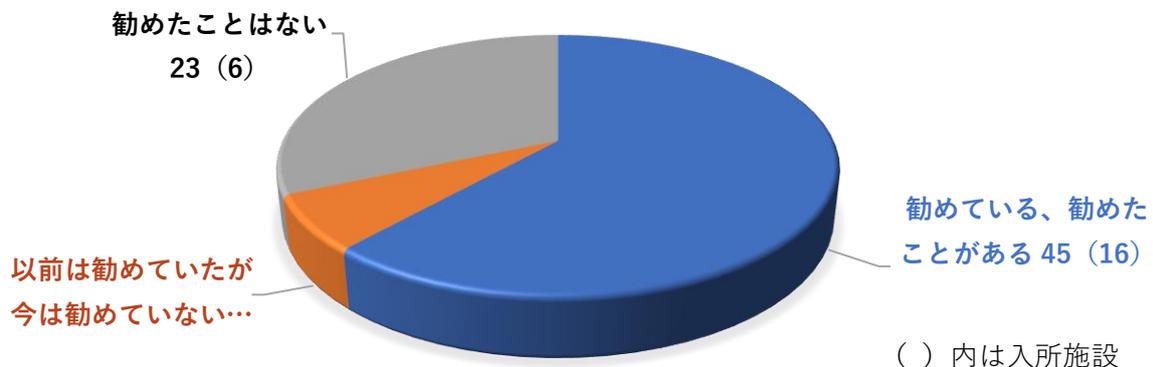
●関心の声はどのような内容ですか？



※その他

- ・そろそろしようかな
- ・きょうだいの後見人を考えている
- ・裁判所は敷居が高い

●あなたの施設・事業所では、ご家族・親族に成年後見制度の利用を勧めていますか？

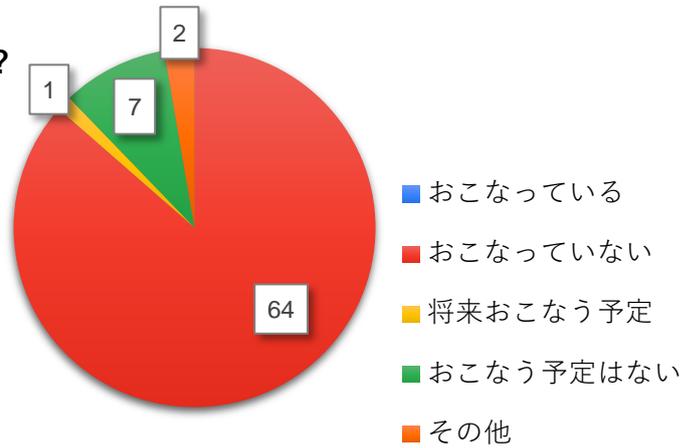


●勧めなくなった理由

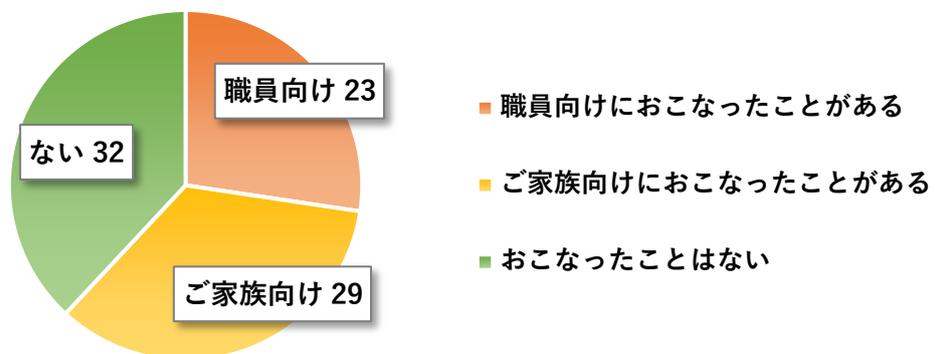
- ・コロナ禍にあり、保護者と会う機会がかなり減っているため
- ・成年後見制度が使いにくいと思ったから
- ・それぞれに情報を得るようになったため
- ・判断力のある親御さん（ご本人のことを考えている）がいる場合は後見制度を使うことで「本人のため」と思っていることも実行しにくくなるから
- ・保護者が健在のため、施設から後見人をつけなさいと言われていない

●施設・事業所で後見事業をおこなっていますか？

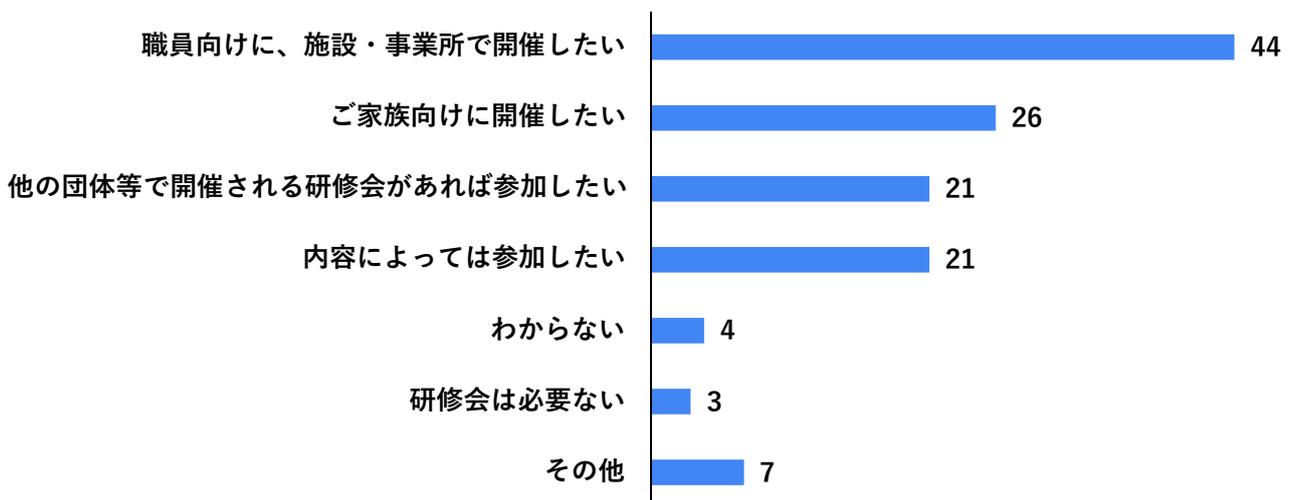
おこなっている	0
おこなっていない	64
将来おこなう予定	1
おこなう予定はない	7
その他	2



●施設・事業所で成年後見制度に関する研修会をおこなったことがありますか？



●成年後見制度の研修会についてお伺いします



※その他

- ・講師が気に入れば参加したい
- ・他団体の案内を家族に配布している
- ・御社のような機関で評判のいい後見人をご紹介いただける等のシステムがあれば安心して利用できるのではないかと考えています
- ・信頼でき、ご家族に推薦できる相談窓口、研修会があれば紹介したい

